

ベトナム

ベトナム社会主義共和国

面 積 32万7000km²

人 口 6768万人(1991年平均)

首 都 ハノイ

言 語 ベトナム語

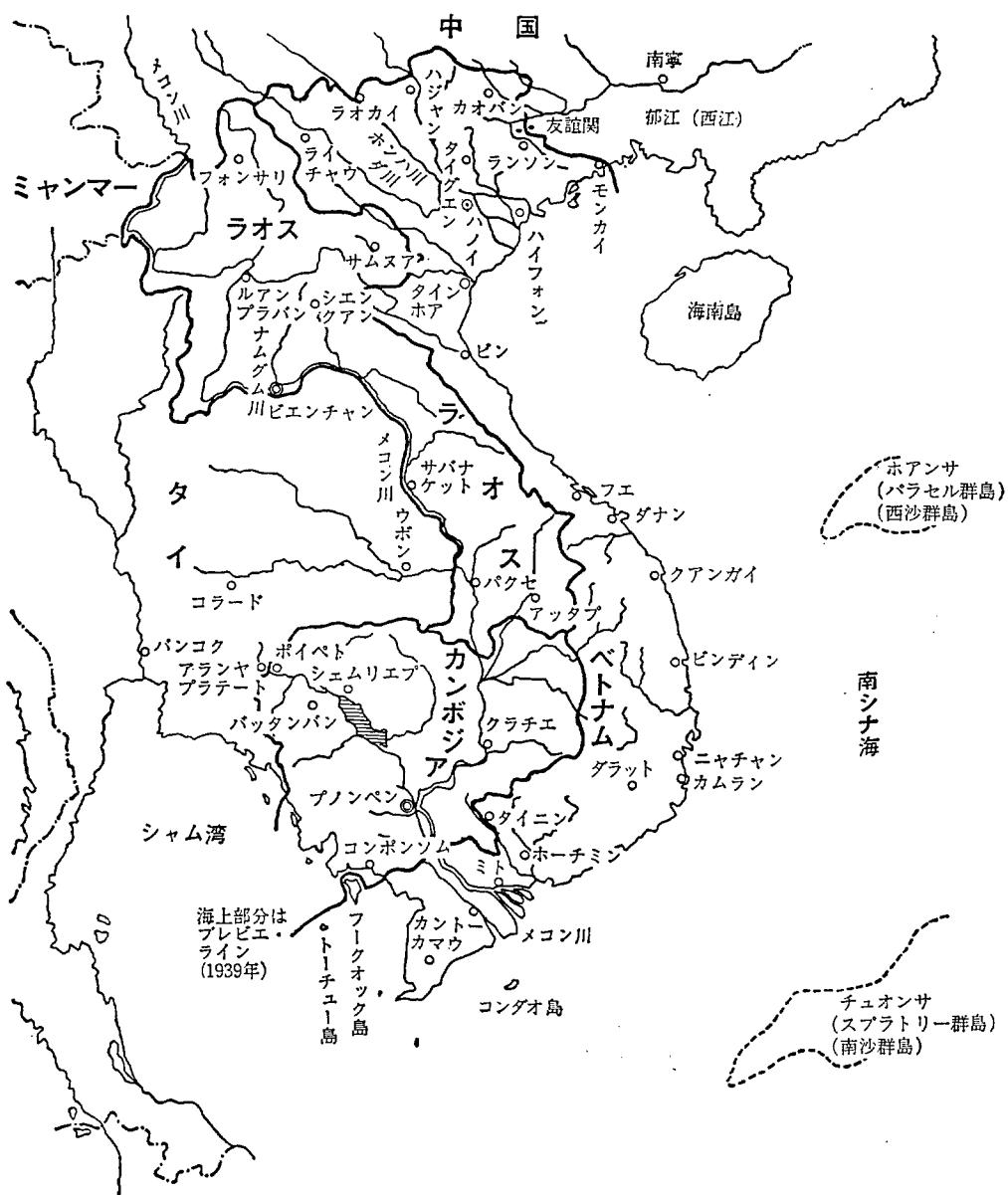
宗教 佛教(大乘)

政 体 社会主義共和制

元首 ヒ・デュク・アイン本統領

通貨 ドン(1米ドル=10,505ドン 1992年12月末現在)

会計年度 历年に同じ



1992年のベトナム

1992年憲法を公布

むら の つとむ
村 野 勉

1992年4月、80年憲法を改正した新しい憲法が国会で採択され、直ちに公布された。新しい憲法は国会、政府の機能を強化したり、人権についての規定を設けるなど、法治国家の憲法としての体裁を整えてきた。しかし新たに選出された国会で党員が90%を占め、首相、閣僚や新設された国家主席などのポストを党幹部が占めており、党が支配体制を緩める兆しはまったくない。

1992年の経済は、GNP成長率、農工業生産の増加率、インフレ率、貿易収支、などマクロ経済指標は、予想を上回って改善をみせ、党・政府の指導者の口からはドイモイ政策に対する自信のようなものさえ聞かれるようになった。しかし経済改革は国営企業の民営化をめぐって足踏み状態にある。また失業や密輸の問題は一層深刻化しており、社会不安はかえって高まった。

1991年11月のカンボジア和平協定の調印でベトナムの対外環境は改善され、外交面で、日本のODA再開、アメリカによる経済制裁の部分解除、韓国との国交樹立など少なからぬ成果を上げた。なかでも東南アジア友好協力条約への加入は将来のASEAN加盟への道を開くもので、その意義は大きい。しかし中国とは人的・物的交流が進んだものの、南シナ海での領有権問題が再燃し、指導部の対中不信は解けなかった。

政 治

◎1992年憲法を制定 1991年の政治が第7回党大会を中心に展開されたとすると、92年の政治の課題は、この党大会が決めた枠組みの中で体制を刷新することであったといえる。具体的にはドイモイ(刷新)以前の旧政治体制を規定している80年憲法を改正し、新しい憲法に基づく国会議員選挙、組閣などによって新しい指導体制を確立すること

であった。

レ・ズアン体制の絶頂期に制定された1980年憲法は、急速な社会主義工業化路線を規定したものであった。ドイモイはこの路線からの脱却にほかならず、したがって近年では憲法の規定と党・政府の決議・決定との間の不整合や矛盾が目立つようになっていたのである。そこで89年6月の国会で80年憲法の改正が決議され、ボーチ・コンを委員長とする憲法起草委員会が発足した。同委員会は90年2月に第1次草案を、91年7月には第2次草案を発表し、同年12月の第8期国会第10会期に第3次草案を提出した。92年に入ると、約3カ月間この第3次草案に対する国民の意見聴取が行なわれた。92年3月下旬に招集された第8期国会第11会期に提出された最終草案は第3次草案に若干の修正を施したものである。同国会は草案の条文を逐一討議した後、4月15日、満場一致で80年憲法の改正案を採択した。そして同18日には改正憲法が公布された。

改正憲法は、すでに述べた通り、1987年以降のドイモイにより生まれた経済・政治の新たな状況を反映した内容になっており、改正は147条中115条に及ぶ。また新たに23条が設けられた。

◎1992年憲法の特徴 1992年憲法はまず第1章「政治制度」で、国家権力の基盤を「労農同盟」から「労農と知識階級の同盟」(第2条)に改めた。これは国家建設における知識階級の役割を認めたものである。いわゆる党の指導性に関しては第4条で規定されているが、共産党が「国家全体の利益の忠実な代弁者」であると新たに付け加えたこと、従来のように「マルクス・レーニン主義」だけでなく「ホーチミン思想」も指導原理とするとしていること、党は「憲法」だけでなく「法律」にも規制されるとしている点が新しい。また「ベトナム祖国戦線の役割」について、「国家の強固なより

どころ」から「政治的な基礎」(第9条)と一層明確に規定したことも注目される。

第2章「経済」は、ドイモイで市場経済原理が取り入れられてきたことを反映し、大幅に改められている。まず「国家の管理と社会主义の方向に沿った」との限定つきであるが「市場メカニズムに基づく多セクター商品経済」の発展を謳ったこと(第15条)、国家・集団セクターと並んで「個人・私営活動のもつあらゆる潜在力の発展」を奨励し(第16条)、規模にかかわりなくその活動を容認したこと、個人の土地使用権およびその移転の権利を認めたこと(第18条)、などは画期的な修正点である。また外国企業・個人との提携・合弁の容認(第22条)、外国投資の容認・保護(第25条)も今回の憲法で初めて登場した規定である。

しかし以上の二つの章は第6、第7回党大会で採択された諸決議やドイモイですでに行なわれてきた経済改革に合うように条文を改めたものにすぎず、その意味ではとくに目新しい点ではない。これに対し第6章「国会」、第7章「国家主席」、第8章「政府」、の3章は国家機構の改革を盛りこんでおり、今回の憲法改正で初めて改革が実現した点である。改革のポイントの一つは国家評議会を廃止し、国会常務委員会と国家主席を新設したことである。従来の国家評議会は国会の常設的な最高機関であると同時にその議長を通じて国家元首の機能を集団的に担ってきた。しかし組織が余りにも機動的でなく、また任務・権限が明確でなかったり、広すぎたりするという欠陥が指摘されていた。新設された国会常務委員会は主として国会の閉会中活動するものであり、法令の制定など、立法機関としての権限を明確に規定されている。一方大使の任命など元首が行なうべき任務は国家主席が担うことになった。

改革のもう一つのポイントは「閣僚会議」を「政府」に、閣僚会議議長を首相に改めたことである。これは単なる名称変更ではなく、内部機構の変化をともなっている。すなわち従来は閣僚会議の他に閣僚会議常務委員会があったが、これが廃止され、首相が単独で政府を代表することになった。つまり首相の権限と義務を明確にすることによって、国家行政遂行の効率化を目指しているのである。なお第3次草案にあった、地方の人民

委員会を行政委員会に改めたうえ、任命制にするという案は時期尚早として最終案からは除かれ、国会には提出されなかった。

第8期国会第11会期では、このほか国会選挙法の改正を採択した。主な改正点は、国会の効率化のため議員定員を500人から最高400人に削減したこと、自発的な立候補を認め、その手続きを明確に規定したこと、などである。

◎国会選挙と新指導部選出 1992年7月19日、改正憲法と新国会選挙法に基づく国会選挙が実施された。選挙区は、ほとんどが2人区と3人区で、候補者は前者では4人ないし3人、後者では5人ないし4人であった。結局議席総数395に対し、立候補者は601人で平均競争率は1.5倍であった。選挙は2名連記で、上位から当選者が決まるが、投票者数の50%以上の票を獲得することが当選の条件である。選挙の結果、タインホア、ホアビン省ではそれぞれ一つの選挙区で、この条件が満たされず、8月9日に再選挙が行なわれた。最終的な投票率は99.12%であった。

当選者についてみると、再選が103人、新人292人で、共産党員が92.6%，教育水準では大学卒以上が56%，職業別では国営機関31%，党・行政機関幹部11%，人民軍10%，農業15%，工業5%などとなっている。この選挙結果からは新人が圧倒的に多数を占め、世代交代が大幅に進んだこと、とくに高学歴者が過半数を制し、国政に与かる者の学歴や知的水準が重視されるようになってきたこと、などが窺われる。

当選者のリストを見ると(「参考資料」[■参照](#))党・政府の幹部などの有力者で、立候補した者はすべてが、しかもほとんどが上位で当選を果たしており、波乱は全くなかったといえる。しかし獲得票率でみると、ド・ムオイ書記長80%，ブー・ティエン・ゴ政治局員兼内相79%，チョン・ミ・ホア書記63%，など党指導者の支持は圧倒的というわけではなく、必ずしも人気が高くないことが裏づけられた。なお新選挙法の規定(第25条)に基づき、初めて40人が自発的に立候補を行なったが、その多くは資格が問題にされて、立候補を取り消され、立候補できた2人も落選してしまった。候補者を絞り込み、最終的には立候補者リストを作成する権限は、新選挙法でも相変わらず党の影響力の強い

祖国戦線(労働同盟、婦人同盟など大衆組織の連合体)に与えられている。従って共産党がこの組織を掌握している限り、国会において党に批判的な勢力が伸長する可能性はない。

◎新国会招集 9月下旬から10月初旬にかけ第9期国会第1会期が招集され、国家指導機関・指導者の選出が行なわれた。その結果、初代国家主席に党内序列第2位のグエン・デュック・AIN国防相、国会議長に少数民族出身のノン・デュク・マイン(党内序列第10位)が選ばれ、また首相には党内序列第3位のボー・バン・キエトが再選された。いずれも候補が1人で、信任投票となつたが、97%以上という圧倒的な信任を獲得した。こうして党書記長、国家主席、首相という3大ポストを党内序列第1~3位が握ることになった。

国会は統いて「政府組織法」を採択したが、省庁改編については、科学・技術・環境省の新設、人口・家族計画担当、児童保護・育成担当、青年・スポーツ担当の国務相の設置などが目につくだけで、当初予想されていたような大幅な改革はなかった。これは農業・食品工業省と林業省の合併による農林省設立、政府組織委員会に代わる組織・行政省の設立、建設・都市省の設立、教育・訓練省の教育省への変更など、キト首相が行なった提案の多くが反対、棄権多数で否決されてしまったからである。

一方閣僚人事では留任が多く、更迭は不正への関与が噂されたブー・ゴク・ハイ・エネルギー相、ファム・ソン保健相の2人に留まった。

◎低調な党活動 1992年の党活動は、前年に党大会が開催されたばかりのためか、全体として目立った動きは少なかった。例年2回開かれる中央委員会総会も1回だけで、その1回も低調に終わったとの感がする。6月の3中総会開催では、ド・ムオイ書記長が「当面の情勢と世界」に関する報告を行なった。総会決議は対外工作で社会主義建設と祖国防衛にとって極めて重要な位置を占めるにし、また国防の強化と国家の安全維持が全党、全軍の共通の任務であるとし、人民軍と公安などに西側の「平和的改變」(国内の反体制勢力支援を通じての社会主義体制打倒)に対する警戒を呼びかけている。総会が現時点で重要だとして挙げたもう一つの任務は党の刷新と整頓である。そのため

の方法として、(1)政治的、思想的な面での党建設強化、(2)組織面での党の整頓、(3)幹部工作において顕著な変化を作り出すこと、(4)党の指導方式の刷新、が提起された。その後、3中総会決議を実行する運動が展開されたが、こうした運動はすでにマンネリ化しており、盛り上がりに欠けたものであった。

なお人事では3中総会でグエン・ドク・ビン党中央学院長、レ・カ・フュー人民軍政治総局長を新たに書記局員に選出、書記局を11人に拡充させた。これについては9月の国会でレ・デュク・AINの国家主席、ノン・デュク・マインの国会議長就任が予定されており、それに備えるための布石であったとの見方がある。

◎密輸・汚職対策を強化 1992を通じて最も大きな社会問題となったのは密輸・汚職の蔓延である。これらの社会悪はドイモイの進展につれて拡大してきたものであり、いわばドイモイと表裏の関係にある。とくに密輸は、もの不足を解消するなど経済の活性化に寄与してきたという面があることも見逃せない。そのため当局は大目に見ざるをえなかつたのである。ところが91年の中国との関係正常化後、中国国境越えの密輸で消費財が留めもなく流入し、ベトナム市場を席巻してしまう恐れがでてきた。他方中国国境を越えてベトナムの貴重な外貨獲得源であるマンガン、銅、アンチモニー、亜鉛、すず、などの不法持ち出しがエスカレートした。こうした状況に指導部は危機感を強めた。8月に自転車など17品目の輸入を禁止(後述)したのは、国境の輸入と密輸の区別が困難なため、当該商品についてすべての国境取り引きを止めるという狙いもあったと見られる。また9月には上記の鉱産物の小規模輸出を禁じた。さらに11月20日に政治局は汚職・密輸防止・除去の継続について指示を与えた、翌日には首相がそのための防止・除去に関する緊急方法を決定したが、10~12月頃には首相や副首相が現地で密輸対策実施に自ら陣頭指揮をとった。12月の国会で採択された刑法と刑事訴訟法の修正・補足の目的は汚職・密輸などに対する罰則強化で、重罪には終身刑や死刑が適用されることになった。

経済

●マクロ経済は改善 1992年の経済指標は、商工会議所発表でGDP成長率が8.3%増(推計)、政府発表で生産国民所得(純物的生産)5.3%(目標4.0~4.5%)増、農業総生産4.4%(同3.3%)増、食糧生産2400万t(同2200万~2250万t)、工業総生産14.5~15%(同6~7%)増となっており、実績が軒並に目標値を上回った。これは近年なかったことである。またインフレ率が15%(90年、91年は70%)に落ち、貿易も往復で49億米ドルに達するなど、マクロ経済は全般的に改善された。91年に起きた旧ソ連からの援助中止、同国との貿易のハードカレンシー決済への移行の影響が依然続くと見て、92年には抑え気味の目標が設定されたが、そうした悲観的見通しをこえて状況が好転したのである。その要因としては、例年なく天候に恵まれ、食糧生産が新記録を達成したこと、石油を中心とした産物の生産が伸びたこと、為替が安定したこと、政府が通貨増発を抑制したこと、対外経済が拡大基調を維持したこと、などがある。

しかし他方では、失業が若年層を中心に急増したり、中国やカンボジア国境経由の密輸がますます増大して、軽工業を中心に国内産業に打撃を与えるなど、従来から存在する問題が改善されるどころか、ますます悪化したことを見逃すことはできない。9月に政府は、国内生産保護のため自転車など17品目の輸入禁止措置を取ることを余儀なくされた。経済改革も国営企業の民営化という最も重要な課題を前にして足踏み状況にある。

●農工業生産 1992年の農業生産は天候に恵まれ、91年比4.4%の増大を記録した。とくに食糧生産は畳換算で91年実績を150万t、92年目標を150万~200万tも超過する史上最高となった。シーズン別では冬・春シーズンが南部の大豊作により91年同期比220万t増、畳換算で1000万tを達成したのが目立つ。結局この南部の豊作が総生産の増大に寄与した。しかも例年食糧不足に見舞われる北部でも、初めて米の余剰が出たため、政府が輸出を許可するなど、予想以上に好調であった。コーヒー、ゴムなどの商品作物、食肉など畜産物の生産も伸びた。だが豊作で農産物がだぶつき、

価格の低迷で農家経営が圧迫されており、価格支持の措置を求める農民の圧力は強まっている。年末の国会で、キエト首相は農産物価格補償基金の設立を検討中であると答弁した。

一方鉱工業生産も1991年比14.5~15%増とかなり高い増加率を記録した。セクター別では中央国営セクターの25%増に対し、地方国営セクター、非国営セクターはそれぞれ7.5%、6%に留まり対照的な動きを示した。ここから明らかのように、工業生産を牽引したのは比較的順調に生産を伸ばしているエネルギー、鉱業など基幹部門をもつ中央管理の国営工業セクターであったことができる。部門別では石油、電力、セメントなどが生産を伸ばした。一方繊維、ガラス、魔法びんなど、消費財生産は安い中国製品の流入で危機的状況に追い込まれた。たとえば91年にはマーケットに出回っている繊維製品では国産品がまだ80%を占めていたが、92年には、密輸などの外国製品に市場の60~70%，時には90%も抑えられるという状況になった。その結果、ホーチミン市では小工場の40%が閉鎖されてしまったという。

●インフレ率が大幅低下 政府は原料コストの上昇を理由に3月、電気料金を2倍に引き上げ、国民の反発を買った。しかし、それが物価全般に与えた影響は大きくなかったようである。インフレ率は1月6.1%，2月5%と例年どおりテット(ベトナムの正月)前後は高水準で推移したが、3月以降は落ち着きを見せ、年末までは月平均0.7%で推移した。結局通年では15%(前年は70%)と予想以上に鎮静化し、政府にとってはうれしい誤算となった。農業生産の好調持続、基本資材の順調な生産・輸入、税収の近年ない伸び、財政赤字補填のための通貨増発の抑制、密輸品増加で消費財がだぶついていること、などが物価安定の要因とみられる。

こうした状況を反映し、為替レートは2月の1米ドル=1万5000ルを底値に反転し、年末には1万ルまであがった。

インフレの鎮静化という事態を踏まえ、国家銀行は6月、8月、10月と金利を3度引き下げた。その結果、貸付け金利は月利平均2.9%から2.2%へ、預資金利は月利2.3%から1.7%へ下がった。

●財政面でも若干の改善 1992年は財政面でも

かなり大きな変化があった年である。まず国家財政収支が改善された。歳入は91年実績比82%増で、計画目標を2兆ドン超過した。なかでも国営企業からの収入は計画目標を約30%も超過した。歳入増は主としてセメント、タバコ、ビールなど税率の高い商品の生産・売り上げの好調持続、電力料金の値上げ、などによる。また3月の高額所得税率の変更、10月の土地・家屋税の導入など税収増のための努力もはかられている。しかし微税漏れの比率は依然高く、35~40%と推計されている。92年にはまた前年末から始まった6ヶ月国庫証券の発行継続や北南縦断高圧線建設国債発行による資金調達も行なわれた。

一方歳出では、政府は1992年度から初めて歳出体系を経常支出と資本支出の2本立てとし、経常支出の節約を図った。その結果経常支出の歳出全体に占める比率は、91年の67.9%から92年の61.3%へと6.6ポイント下がり、その分開発支出の比率が増大した。

○貿易収支が黒字を記録 貿易では1991年から取り引きが国際価格に基づくハード・カレンシー決済へ切り替わった影響で、対ロシア貿易が停滞を続けたが、対アジア貿易が順調に拡大した。その結果往復の実績は50億㌦近くに達した。構造的にも改善が見られ、輸出25億㌦(前年比19.9%増)に対し、輸入は23.8億㌦(前年比8%増)で、伸び率で輸出が輸入を大幅に凌駕し、収支がわずかながら黒字を記録した。これは76年の南北統一以来初めてのことである。

輸出の増加に寄与したのは原油、米、水産物などであり、この3者で輸出収入の約半分を稼ぎ出したと推測される。とくに米は1992年に史上最高の収穫を記録したこともある。輸出量は前年比70%増の190万㌧に達した。そのほかゴム、コーヒー、肉桂、縫製品なども数量で目標を超えたが、コーヒーなどのように市況が思わしくなく金額の増大には結びつかなかった品目もある。

一方輸入を見ると、金額の89%が国内生産と民生に欠かせない原料・資材、エネルギーとなっており、輸入の伸びが抑えられたのは、政府が外貨の有効利用と国内生産保護のため、これらの重要品目に輸入をしぼったことが大きい。とくに9月に政府がとった、ビール、自転車、家庭用エレク

トロニクス製品、一般の繊維製品など17品目の一時的な完全輸入禁止の措置は年末になって効果を現し、貿易収支の改善に寄与したと見られる。

国別では石油の輸出で圧倒的なシェアを占める日本がトップで、日本の対越輸入は8.7億㌦(前年比31.4%増)、同輸出4.51億㌦(同107.4%増)を記録した。第2位は輸入シェアでトップを占めるシンガポールである。その他韓国、台湾、香港などNIEsやタイ、インドネシア、マレーシアなどASEAN諸国との貿易も軒並拡大した見られる。

●外国投資は倍増 1988年の外資法公布以後92年末までの間に国家協力・投資委員会(SCII)が認可した外国投資は555件(合弁407、100%外資66、事業提携59、石油の生産物分与23)、金額では47.27億㌦である。ただしこのなかには契約期限が切れたもの6件、中止ないし取り消されたもの86件(5億2000万㌦)が含まれる。92年に契約されたのは約200件、金額では20億㌦である。これは以前4年間(89~91年)の累計に匹敵する規模であり、外資の進出意欲が92年になって一段と高まってきたといえよう。

投資対象として最も注目されている石油探査・開発分野では1992年に10件の新規契約が締結されたが、そのなかには日系企業が参加したものが4件含まれる。すで油層の存在が確認済みで、最も有望視されているダイフン油田の開発をめぐっては、五つの国際的な企業連合が激し利権獲得争いを演じたが、オーストラリアのBHPとマレーシアのペトロナスの連合などが落札した。

次に投資の対象地域別では、ホーチミン市245件(16億㌦)、ハノイ79件(5億㌦)、ハイフォン21件(4億㌦)などとなっており、ホーチミン市への集中度が高い。また分野別に見ると、これまでの累計金額では、工業36.4%、石油23.3%、ホテル・観光17.9%、農業6.5%、サービス4.9%、漁業4.5%、交通・運輸・郵便3.9%、財政・銀行2.4%、その他0.4%の順になっている。

インフラの未整備、官僚主義の弊害で認可手続きに時間がかかること、国際金融機関の援助の未再開、などこれまで指摘されてきた投資環境上の問題点は1992年になんともほとんど改善されなかった。しかしいくつかの新しい動きがあった。

まず外国投資の拡大の前提と目されてきた外国

援助の再開では、11月初め日本政府が15年振りに455億円の円借款の供与を決定したこと、12月にアメリカ政府が経済制裁の部分解除を発表したことがある（「外交」の項参照）。これによりこれまで慎重だった日本企業の進出が促進されるとみられ、また米国企業も経済制裁の完全解除に備えて、ベトナムで事務所開設やビジネス契約の締結を活発に行なうことになろう。

第2に年末の国会で、投資法の2度目の修正を行なったことである。修正の主な点は外資企業の存続期限を従来の20年から50年に延長し、国会常務委員会の決定があれば、最高70年までの延長を認めたこと（第15条）、ベトナムの法律変更で外資企業が不利益を受ける場合は、適切な補償を行なうと規定したこと（第21条）、またBOT方式（外国企業がインフラ建設を行ない、操業してコストを回収した後に払い下げを受ける方式）によるインフラへの投資（第19条b）、輸出加工区への投資（第35条a）について新たに規定を設けたことである。これらは進出側にとっての改善であるが、その一方、政府が重要だと認めた合弁企業に対しては、ベトナム側の出資比率を高め（第8条）、100%外資企業に対しても資本金の一部を買取って合弁企業とすることができる（第14条）、など進出側にとっては気になる規定も新たに付け加わっている。

第3に輸出加工区の建設が進展したことである。1991年11月に公布された輸出加工区条例にもとづいて、ホーチミン市に同年11月にタントアン、92年9月にリンチュンの二つの輸出加工区が認可されたが、92年にはその建設工事が進んだ。これらのプロジェクトの特徴は建設・運営を合弁企業に委託していることで、前者には台湾のCentral Trading and Development社が、後者には香港の企業がパートナーとして参加している。

●北南高圧送電線の架設着工 電力需要が急増するに連れて南部の電力不足が恒常化してきた。一方北部はホアビン水力発電所の発電能力のアップで供給に余裕がある。そこで北部の余剰電力を南部に送るという構想がにわかに浮上し、そのための送電線架設プロジェクトが1月の閣僚会議で決定された。そして4月には早くもその第1期の工事が4カ所で同時に始まった。このプロジェクトは、ホアビンからホーチミン市まで1500キロを

北南に縦断して500kvの高圧線を架設しようというものであり、工事期間は2カ年以内、費用は3兆ドン（約3億㌦）が見込まれている。だが構想発表から着工まであまりにも期間が短過ぎるなど、全体として政府の拙速が目立ち、4月、12月の国会で問題となつたほか、各界から批判の声が上がった。批判点、疑問点を整理すると、はたして3兆ドン（国家の年間予算の6分の1）という巨額な資金の調達が短期間に可能か、またとえ可能だとしても、現時点でのような大規模プロジェクトが経済効率の点で最適かどうか、中部から北部にかけた地域は台風にしばしば襲われるが、そうした自然災害に耐えうるか、といった指摘である。政府は、資金は建設国債発行で調達するとし、7月から募集を開始し、技術問題については日本のコンサルティング会社の協力を得てるので問題ないなどの説明を行なってきた。しかし12月の国会では、有力議員であるレ・クアン・ダオ前国会議長が、「プロジェクトは2年内に本当に完成するのか。建設費は当初の見もりでは3兆ドンだが、すでに5兆ドンに跳ね上がっている。多くの人々が工事の安全性と電力供給の安定性に懸念を抱いている。しかも設計しながら施行しているではないか」と疑問を呈し、「内外の多くの科学者は最良の案とは考えておらず、反対意見にも耳を貸すべきだ」と政府を糾弾した。これからもうかがえるように、世論を十分説得できるまでには至ってはいない。北南高圧送電線の架設の真の狙いは、北部が電力の供給源を支配することによって南部を押えることにあるとの観測が西側にある。確かに指導部は「北南送電線は自力自強精神、統一の意志をためす経験」（ND、10月13日）という捉え方をしており、背後に政治的な要因が存在することは否定できない。

●深刻化する雇用問題 行政改革による公務員の削減、国営セクターでの経営合理化、企業倒産などで失業者が増大したのに加え、年100万人の若年労働者の新規参入で、雇用問題は深刻化の一途を辿っている。統計の不備のため失業者数の正確な把握は困難だが、労働・傷病兵・社会問題省が3月に発表した数字によると、1992年に雇用の再調整が必要な人数は360万人で、そのうち緊急に雇用を調整する必要のある対象者は都市部で140

万人を数える。後者を完全失業者とみなすと、都市人口の10%に相当するという計算になるが、失業に近い不完全就業者の数はそれを上回ると思われる。ホーチミン市では約30万人が職がなく、そのうち18.5万人は緊急に職の確保が必要である。

政府は遅まきながら1992年に初めて国家予算に8300億^ルの雇用対策費を計上した。その内訳は国営セクターにおける労働力の調整および国外からの帰国者の国家定員からの除籍に3500億^ル、山地の定住、新経済地区の経済社会発展プログラムへの追加的支出1800億^ル、大規模工業都市(とくにハノイ、ホーチミン市、ハイフォン、クアンニン、トアチエン、フエ、ダナン、カント)の労働者の雇用解決に1500億^ル、新経済区における家庭経済への融資1000億^ルとなっている。しかしこの程度の資金では雇用創出効果はあまり期待できそうもない。

○進まぬ国営企業の株式会社化 1992年の経済改革では見るべき前進はなかった。この面での焦点は国営企業資本の株式化である。これについてはすでに90年5月の閣僚会議決定で株式化の実験実施が決まっている。しかし各部門、各企業の反応は鈍く、わずか2、3の地方企業が実施したにすぎなかった。そこで92年6月、閣僚会議は株式化の実験継続に関する決定(202号)を公布すると同時に、七つの国営企業を選び、中央の指導のもとに株式化の実験を試みることになった。対象に選ばれるのは利益をあげているか当面は困難だが、利益を上げる展望を持つ企業もしくは100%国家の投資を維持する必要のない分野に属している企業である。七つの実験企業のうち、その動向がもっとも注目されたのは、外国資本の支援のもとに株式化を打ち出したホーチミン市の革靴生産・輸出企業LEGAMEXであるが、外国資本が株式の一部を購入するという構想は時期尚早との政府の判断で挫折してしまった。政府が考えている株式売却の対象者とプライオリティーは、(1)当該企業の幹部・労働者・職員、(2)国内の経済・社会組織、(3)国内の個人であり、外国人の株式取得については法の規定が未整備という理由で結論が先送りされている。

国営企業の株式化は、企業側に既得権を失うことに対する抵抗が強く、他方国内の資本市場が見発達な状況では実現する可能性が少ない。

なお実験的株式化の準備として1991年11月から国営企業の再登録が始まった。この作業は92年の第3四半期末までに完了させる予定であったが、年末になんでも完了したとの報道はない。

○1993年の展望 1992年末の第9期国会第2会期で採択された93年の経済目標は、GDP成長率7.0~7.7%，工業総生産8.5~9.0%増、農業総生産3.5~4.0%増、食糧生産2450万^{トン}、輸出20%増、インフレ率15%などである。これを92年の目標、実績と比べると、GDP成長率は、実績より低く(前年に目標は提示されず)、工業・農業生産の伸び率は目標よりは高いが、実績よりは低い。輸出は目標より高く、実績にはほぼ等しい。またインフレ率は前年実績並としている。

一方政府は年末に1993年の10大工作を決定した。その中には、(1)インフレの抑制・低下、財政・通貨・市場価格の安定、生産経営の発展、(2)経済・社会の管理における法の厳正な執行、秩序の回復、汚職の防止・除去・売春の根絶、麻薬の克服、(3)各セクターの生産・経営に適した環境の整備、(4)対外経済の管理政策・制度の刷新、(5)雇用プログラムの実行、賃金制度改革、(6)社会保険政策の改善、(7)民生の安定・改善、などが含まれる。

以上から1993年には、92年によくやくファンダメンタルズが改善され、安定を見せた状況を引き続き維持することを第1の目標にした経済運営が図られることになる。93年には北南縦断高圧線の架設工事の建設が継続されるほか、いくつかのインフラ建設の着工が予定されており、資金需要が増大する。しかし援助や外国投資など国外からの資金の導入増が期待できそうだ。ベトナムが待望しているアメリカの経済制裁解除やIMF・世界銀行の融資再開の可能性も出てきた。

しかし7.0~7.5%程度の成長率では政府が他方で掲げる、雇用の確保・賃金改善、国民の生活安定などの面では大きな前進ははかれそうもない。

外交

○カンボジア情勢を静観 1991年11月に調印されたカンボジア和平に関するパリ協定が実施段階に入り、92年3月には和平プロセス全般を指導・監督するUNTAC(国連暫定統治機構)が活動を開始

した。ベトナムはこの UNTAC に全面的に協力する姿勢を示すと同時に、カンボジアとの国家関係では、4派合同の意思決定機関である SNC（最高国民評議会）を認める立場を貫いた。プノンペン政権との間で5月のチャクラボン副首相の来訪以外に目立った交流がなかったのも、そうした方針に基づくものであろう。8月にハノイを訪問した UNTAC の明石特別代表は記者会見で、「パリ協定履行におけるベトナムの厳正な態度」を評価した。また「カンボジアにベトナム軍が残留している証拠はいまのところない」と声明した。

だが年後半になると、カンボジア情勢はパリ協定の筋書きどおりにはいかないことが次第に明らかとなり、ベトナムの思惑ははずれることになった。一つはプノンペン政権とシアヌークおよびラナリット派（=シアヌーク派）との関係悪化である。パリ協定の調印でプノンペン政権のそのままの政権維持を断念したベトナムは、クメール・ルージュの復権阻止を最大の目標とし、そのためプノンペン政権とラナリット派との提携に望みを繋いだ。ところが両者の関係は当初こそ緊密さが伝えられたものの、政治テロや選挙準備における嫌がらせなどから、次第に冷え込んでしまったのである。ベトナムが希望したシアヌークの来訪も結局実現しなかった。

もう一つはカンボジア国内でクメール・ルージュが先頭になって反ベトナム感情を煽ったことである。クメール・ルージュはカンボジア国内にベトナム軍が残留を続けており、その撤退が検証されていないとの主張を一貫して展開している。6月から始まった武装解除や総選挙のための選挙人登録をボイコットしたのも、それが理由である。だがベトナム軍がカンボジア人に変装して残留しているとの主張はソンサン派、ラナリット派からも再三発せられるようになった。ベトナムはその都度、在プノンペン大使館や外務省スポーツマンを通じてこれに反論を加えた。しかし7月にカンボトでベトナム系住民8人が殺害され、また12月にもストゥンツレン省のメコン河でベトナム系漁民3人が殺害される事件が発生するなど、カンボジア国内で反ベトナム感情を扇る動きが強まり、ベトナム指導部の不安と苛立ちは増幅した。

一方ラオスとの関係では、2月にキエト首相を

団長とする政府代表団が、同国を訪問し、1992～95年の経済・文化・科学技術協力協定に調印したり、8月にド・ムオイ書記長、カム外相ほか党・政府代表団が訪問するなど、その緊密ぶりは表面上変化がなかった。しかし外交の多角化を推進しつつあるラオスには南からタイ、北からは中国の影響が次第に浸透してきており、ベトナムには気がかりとなっている。そこに11月半ば、カイソン大統領兼議長の急死が伝えられたのである。かれは父親がベトナム人で、ハノイ大学で学び、ベトナム共産党の前身であるインドシナ共産党に籍をおいたこともあり、ベトナムとの関係がとりわけ深い。ベトナム指導部はこれまで、カイソンとの個人的なつながりを軸に対ラオス政策、ひいては対インドシナ政策全般を展開してきたといっても過言でない。それだけにかれの死によってベトナムが受けた痛手は大きかった。またカリスマ性の強かったかれの亡き後、ラオスの国内情勢が不安定化する恐れもある。ベトナムは葬儀にド・ムオイ書記長、アイン国家主席らが参列し、最大級の弔意を表したが、指導部にとってラオスの情勢も気がかりなものとなってきた。

◎日本が ODA を再開 日本政府はかねてより、カンボジア問題における和平達成が1979年にストップさせた対ベトナム ODA 再開の前提である、との立場をとってきた。その前提条件は91年11月のパリ協定調印で一応満たされ、日本の援助再開への期待は高まった。実際日本政府の反応は素早く、年明け早々、外務省経済協力局長を団長とする援助関係省庁の局長クラスよりなる代表団を派遣してきた。その目的は ODA 再開の障害であるベトナム政府の延滞債務約230億円の処理についての協議であった。この問題に関してベトナム側は邦銀の繋ぎ融資による返済を希望したが、当初日本政府は難色を示したといわれる。しかしこの方式で処理することでかなり早い時期に合意が成立していたと見られ、7月下旬に、『ニャンザン』紙は、日本政府筋の情報として、9月に援助再開があると報道している。にもかかわらず、日本政府の最終決定が延びたのは、そうした決定がアメリカの大統領選挙戦に影響を与えるのを恐れたためだとの観測がある。実際日本政府が総額455億円の商品借款供与の再開を決定したのは大統領選

挙直後の11月6日であった。ベトナム政府はこのうち235億円を邦銀6行による繋ぎ融資の返済に充当した。したがってベトナムが使用できる新規の商品借款は220億円となるが、この分については使用目的を特定されていない。日本が公的債務に民間銀行の繋ぎ融資を認めたのは異例であり、また商品借款の使用目的について条件らしいものをつけなかったのもめずらしいという。ベトナムがこれを歓迎したのはいうまでもない。なお日本政府とはこれより先、7月にチョライ病院の修理に8億4000万円の、また9月にはクアンビン省の農業開発、洪水対策のため600万円の小規模無償資金協力受け入れの協定に調印した。

◎アメリカ、経済制裁を部分解除 カンボジア和平協定の調印はまた、アメリカとの関係改善にも好ましい影響を与えることになった。アメリカ政府はまず3月ソロモン国務次官補をインドシナに派遣し、カンボジア和平協定調印後の現地情勢の把握を行なった。その報告を踏まえ、4月、米国務省はベトナムに対するNGOによる援助禁止措置の解除、企業、個人、団体による必需品の輸出入許可、またベトナムとの直接的な通信回線の開設許可という具体的な措置をとった。これらは1991年4月にブッシュ政権が発表した対越国交正常化の「ロード・マップ」に第2段階においてアメリカがとるべき措置として掲げられていたものであり、パリ協定調印に至る過程におけるベトナムの協力を評価したことを意味する。

こうして米越関係でカンボジア問題は障害ではなくなり、1992年にはもう一つの懸案であるMIA(ベトナム戦争中の行方不明兵)捜査の問題に焦点が移った。そしてこの問題における進展を求めるアメリカの動きは一段と活発化した。2月、10月のベッシャー米大統領特使の来訪、4月下旬のケリー委員長を団長とする米上院MIA問題特別委員会代表団の来訪、そして10月初めのワシントンにおけるカム外相とチャイニーコ防長官およびイーグルバーガー國務長官代理との会談などがそうである。このなかでとくに重要な意義を持ったのは10月にハノイで開催されたカム外相・ベッシャー特使との会談であった。この席でベトナム側は同国の軍事文書館等に保存されていた米兵に関するあらゆる資料を提供することに同意したのである。そ

して4500枚の米兵捕虜の写真を引き渡した。ブッシュ大統領はこれを評価し、「今日より、われわれはベトナム戦争の最後の章を書き始めることができる」と言明した。

ベトナムの譲歩に対するアメリカ政府の反応は直ちに現われた。12月14日、アメリカ政府は「ロード・マップ」の第2段階においてアメリカが果たすべき事項のうち残された項目である経済制裁の一部解除を発表した。その内容は、米企業のベトナムにおける契約締結、事務所設立、事業の事前調査、技術的調査の許可である。

このように1992年には米越関係の改善ではかなりの進展が見られたが、それはアメリカ側が一方的に定めたスケジュールに沿ったものであった。ベトナムが最も望んでいる経済封鎖の全面解除、とくにIMF・世界銀行の融資再開は「ロード・マップ」の第3段階に位置づけられており、またも先送りとなった。ベトナム指導部を苛立たせているのは、MIA問題がどこまで進展すればアメリカが満足するのか、見通しが立たないことである。クリントン民主党政権の誕生というニュースに対する冷めた反応がそれを裏づけている。

◎東南アジア友好・協力条約へ加入 キエト首相は1991年11月のインドネシア、シンガポール、タイ歴訪に続き、92年1月にマレーシア、2月にフィリピン、ブルネイを訪問し、短期間でASEAN加盟国すべての訪問を果たし、各首脳との会談をもった。これら首脳外交の狙いの一つは各国との経済関係の強化・拡大であり、この面では各国との間で投資保証協定調印、政府合同経済委員会の設置、などの成果を上げた。しかしふてナムにとっては将来のASEAN加盟の布石を打つというもう一つの狙いもあった。この点ではすでに91年9月、ベトナム政府はASEAN加盟の前段階として76年の東南アジア友好協力条約へ加入することを意思表示している。この希望は各首脳からも好意的な反応が得られ、その結果7月のASEAN外相会議で、ベトナムはラオスとともにこの条約への加入が認められたのである。もちろんこのことがASEAN加盟に直接繋がるわけではないが、インドシナとASEANとの長年の対立関係に終止符が打たれ、両者が文字どおり共存・協力の新時代に入ったことは確かである。92

年にはベトナムの ASEAN 傾斜は同国が南シナ海における領有問題で中国に対抗して共同歩調をとったこと(後述)で一段と深まった。

国別では、マレーシアとの関係拡大がとくに目立った。これは4月にマハティール首相自ら100人以上の大型経済代表団を引き連れ来訪するなど、マレーシア側の積極姿勢によるところが大きい。6月には、領有権をめぐり係争中の南シナ海で石油を共同採掘するむねの合意書が調印された。

一方タイとの間では、メコン河の流水権、メコン委員会の組織をめぐって意見対立が表面化している。57年に設立されたメコン委員会は73年からはカンボジア抜きのタイ・ベトナム・ラオス3国で「暫定委員会」として活動してきたが、カンボジアでSNC(最高国民評議会)が成立したのを機会にカンボジアを含め4カ国で再出発することで関係国との間で合意が成立し、2月17~20日の会合でSNCの加入を歓迎する宣言を採択するはずであった。ところがその直前になってタイがこれまでの合意文書を廃棄し、メコン河の水源国である中国、ミャンマーもメンバーに加えるように新たに提案したため、暗礁に乗り上げてしまった。その後両国首脳間で書簡のやりとりがあったが、進展は見られず、ようやく12月クアラルンプールでラオス、カンボジアを加えた4カ国でメコン河利用に関する専門家会議が開催されたにすぎなかった。タイは国内の後進地域である東北地区の水不足の解消にメコンの水を大々的に利用する計画をもつていて、だが下流に位置するベトナムはこうした計画がそのまま実施されると、流水量の激減に見舞われ、メコン・デルタの農業生産が影響を受けるほか、生態系が壊滅的な影響を受けかねないのである。

●本格化する対中交流 1991年11月の国交正常化を受け、92年の対中関係は人的交流があらゆる分野で本格化し、実務面でも少なからぬ具体的な成果があった。なかでも特筆されるのは2月の錢基琛・中国外相を招いての外相会談、11月末の李鵬中国首脳を招いての首脳会談であった。中国首脳の来訪は実に21年振りである。そのほか中国からは新華社社長(2月)、国務院物価局代表団(8月)、医療代表団(11月)、文化省代表団(11月)などの来訪があり、一方ベトナム側からは、レ・フォク・ト書記、グエン・ドック・ビン政治局員ら党指導

部代表団(3月)、青年代表団(5月)、ドアン・クエ国防相ほか軍事代表団(12月)、などが相次いで訪問した。実務面での成果としては、外相來訪時の経済協力協定、ビザ免除協定調印、李鵬首相來訪時の投資奨励・保護協定、経済技術協力協定、科学技術協力協定(中国側の8000万人民元の無償借款供与を含む)、文化協定調印がある。また3月に調印された海運協定、民間航空協定にもとづき中国北海・ハイフォン間の海上航路の再開(3月)、広州一ホーチミン市航空路開設(5月)、北京一ハノイ航空路運行再開(6月)など両国の直接的な交流のための環境整備が進んだ。

しかし対中関係は明るい面ばかりではなかった。年半ば頃から懸案の領土・領海問題で中国の高姿勢が俄かに目立ち始め、ベトナムの対中不信はかえって強まったのである。3月に国境鉄道協定が調印され、両国間の国境鉄道は間もなく再開されると報じられたが、その後国境問題が蒸し返されたため、再開の目処がたっていない。

ベトナムと中国の間には陸上での国境線、またトンキン湾における領海線、南シナ海のホアンサ(西沙)群島、チュオンサ(南沙)群島の領有権などをめぐる紛争がある。1991年11月の国交正常化の際、両国首脳はこの領土・領海問題を平和的な話し合いで解決することを確認하였다。この確認の線に沿い、2月の外相会談では陸地およびトンキン湾における国境問題についての正式交渉を準備するため、専門家級の会合をもつことが合意された。しかしこれで取り上げるように、その後中国がチュオンサ群島近辺やトンキン湾の紛争地域でベトナムには挑発的とも受け取れる一連の動きをとったため、ベトナムは警戒を強めざるをえなかったのである。10月に北京で領土・領海問題についての初の越中専門家会議が開催されたが、具体的な進展はなく、ベトナムは11~12月の首脳会談における中国側の態度緩和に期待を繋いだ。しかしこの会談でも結局、領土・領海に関する紛争は平和的な話し合いで解決するという91年の首脳会談の合意を再確認し、専門家会議の継続、政府レベルの交渉の早期開始で合意を取りつけるのがやっとであった。

●南シナ海の領有権問題が再燃 1992年5月8日、中国政府は中国海洋石油公司がアメリカの

石油探査会社 Crestone Energy Corp. (本社: デンバー) と南シナ海の一領域の石油探査契約を締結したと発表した。同社によると、その際中国は必要ならば海軍に護衛させることを約束したという。このニュースはベトナム指導部を驚愕させるに十分であった。なぜなら中国がCrestone社に探査を認めた海域は、ベトナムの基線から160キロしか離れておらず、自国の大陸棚と見なしている海域だからである。中国は既に2月に「領海法」を制定し、その侵犯に対しては武力行使によって対処することを示唆していた。したがってかねてから紛争中のチュオンサ群島近辺での緊張が高まるることはベトナムも覚悟していたかもしれない。だが当該地域は中国が従来チュオンサ群島の西端と主張してきた位置よりもさらに西側によっており、これまで両国の間で紛争の対象となっていたのである。さらに中国は、7月4日海軍の艦艇を派遣し、チュオンサ群島のダラック岩礁(Da Lac)に上陸し、主権標識を設置するなど、実効支配の既成事実の積み上げを強引に進めた。

こうした中国の行動を、ベトナムは1991年11月の首脳会談の合意に反すると激しく非難し、話し合いによる解決を主張し続けた。海軍力を持たないベトナムとしては当面武力による対抗措置はとりようがない。そこでベトナムは同じくチュオンサ群島の領有権を主張し、この問題で中国の強引ともいえる態度に危機感を抱く ASEAN 諸国との共同歩調をとる戦術をとったのである。6月末にジョクジャカルタで開催された第3回南シナ海ワークショップ、7月下旬にオブザーバー出席した ASEAN 外相会談では、中国に対し自制を求める声が強く、ベトナムの戦術はある程度成功したといえよう。だが中国は9月に入ると今度はトンキン湾の領海をめぐる紛争地域で地質探査を行なったり、香港から帰還するベトナムの貨物船を連行するなど、ベトナムの神経を逆撫でする行動を続けたのである。

◎NIEs 諸国との直接的な関係の構築へ 1992年には経済関係を中心、NIEsとの関係も一段と緊密の度を加えた。まず韓国との外交関係の樹立がある。ベトナムはこれまで社会主義国である北朝鮮との国家関係を大切にしてきており、3月の金日成国家主席の80歳の誕生記念式典にはボ

ー・チャン・チ政治局員を団長とする代表団を派遣し、敬意を表した。しかし同国が過去にベトナムのカンボジア侵攻を非難し、シアヌークと緊密な結び付きを維持してきたという経緯があり、実際の関係は必ずしもよくない。貿易も補完関係にないため、停滞している。一方韓国との経済関係は92年の貿易が往復5億ドルに達するなど、拡大の一途を辿っている。こうした事情に加え、カンボジア和平の調印と米越関係の進展で韓国側にアメリカに対する気兼ねがなくなったこと、また中国の韓国承認で、ベトナム側にも北朝鮮に対する遠慮が必要なくなったことなどがあり、越韓の国交樹立の条件は整ったのである。その結果、まず10月、韓国がハノイに、11月にはベトナムがソウルにそれぞれ連絡事務所を開設し、ビザ発給業務を開始した。そして12月21日には李相玉・韓国外相が来訪し、翌22日、韓国との外交関係樹立に関する共同声明が調印されたのである。同時に経済技術協力協定に借調印し、合同経済委員会設立で合意した。経済関係では11月に来訪した浦項製鉄所の朴泰俊名誉総裁との間で20万トンの冶金・圧延工場の建設、年間3万トンのパイプ工場の建設フレーム合意書が調印されるなど、協力関係は本格化する兆しある。

台湾との経済関係は、外国投資の国別契約金額で第1位、件数で香港に次ぐなど、すでにベトナムの経済発展に欠かすことができないものになっている。もちろん、ベトナムにとっては中国との関係の方がより重要であることはいうまでもない。1991年11月に国交正常化が達成されると、開設され、1番機が飛んだばかりのホーチミン市・台北航路の運行を中止したのもそのためである。しかしその後、双方の現実的な対応で事態の打開が図られ、9月に台湾のマークをつけないチャーター機がホーチミン市・台北間に就航した。それよりはやく7月には、両国間で投資保証協定が調印され、貿易事務所の相互設置でも合意している。航空路再開後ベトナムを訪問する台湾人は月平均6000人を数えるという。ホーチミン市のチョロン地区の最近の経済活動には目をみはるものがあるが、その背後には台湾、香港、シンガポールなどの人の面、資本の面での関係回復がある。

(動向分析部研究主幹)

1月5日 ト・ミケリ・イタリア外相来訪。科学・技術協定書に調印。

6日 トスンダ国軍最高司令官ほかタイ高級軍事代表団来訪。ダオ・ディン・ルエン国防次官らと会談。

13日 ト首相、国営企業が債務総清算の第1段階を国家銀行の債務清算債券で92年1月中に完遂するよう指示。

14日 ト川上外務省経済協力局長ほか日本政府経済代表団来訪。援助再開につき協議。

15日 トアン・タイ首相来訪。78年の貿易、経済・科学技術協力協定修正に関する議定書調印。

17日 トウズベキスタンと外交関係樹立。

20日 トキエト首相、マレーシアを公式訪問。投資保証協定に調印。

ト党書記局および閣僚会議、全国新聞・出版会議を招集。ド・ムオイ書記長が演説。

23日 トウクライナと外交関係樹立。

24日 トカム外相、カンボジアを正式訪問。シアヌークSNC議長と会談、共同声明調印。

30日 トベッキー米大統領特使来訪。カム外相と会談。

2月10日 ト第4回全国人民評議会開催。

12日 ト先頃、閣僚会議、国家事業の設立・解体の指針および再登録の指示を通達(ND)。

ト錢其琛・中国外相来訪。外相会談。14日、経済協力協定、ビザ免除協定調印。

13日 トキエト首相ほか政府代表団、ラオス訪問。15日、1992~95年経済・文化・科学技術協力協定調印。

トラトビアと外交関係樹立。

20日 トエストニアと外交関係樹立。

25日 トキエト首相、フィリピン訪問。アキノ大統領と会談。投資奨励・保護協定、海上運輸協定調印。28日、ブルネイ訪問。29日、大使級の外交関係を樹立。

3月1日 ト電気料金値上げ。1kW 450đへ。

4日 トソロモン米国務次官補來訪。

6日 トレ・フォク・ト書記ら党代表団訪中。

8日 ト中国と国境鉄道、郵便協力、民間航空運輸、海運各協定調印。

9日 ト首相、不法な土地の委託・売買・移転・使用の防止に関する指示を通達。

10日 ト高額所得税率変更。

18日 トリトニアと外交関係樹立。

19日 ト首相、商業・観光省に対し丸太・製材の輸出許可停止、すでに公布した許可の取り消しを指示。

24日 ト第8期国会第11会期開催。1992年憲法の草案を審議、4月15日、満場一致で採択。国会組織法、国会代

表選挙法を採択。

4月5日 ト500kVの北南縦断高圧線の架設工事着工。

トリン党顧問、シンガポール、マレーシア訪問。

7日 ト国際見本市「ベトナム92」開幕。

ト越僑の出入国、居住、往来に関する規定公布。

10日 トボ・チャン・チ政治局員ほか党政府代表団、金日成主席80歳誕生記念式典出席のため北朝鮮へ出発。

16日 トベトナム郵便電話電信公社と米ATT、アメリカとの遠距離通信に関する協定調印。

19日 トマハティール首相らマレーシア政府代表団来訪。経済・科学技術協定、郵便・通信協力協定調印。

21日 トニエン外務次官、首相特使として、クエート、アラブ首長連邦、オマーンを訪問。

トイタリアと1080億㌦の援助協力文書調印。

23日 トリー・クアン・ユー・シンガポール前首相来訪。

27日 ト閣僚会議、価格設定に関する決定を公布——大部分の商品、サービスは自由価格とし、天然資源、生産・生活に必要な商品は国家が基準ないし幅を定める。

29日 トアメリカ国務省、NGOの援助禁止措置を解除、会社、個人による必需品輸出を容認と発表。

30日 トロシアとホアビン発電所第7、8基の設備供給に関する協定調印。

5月3日 トリン党顧問訪中、江沢民中国総書記、李鵬首相と会見。

5日 ト国家銀行、1万đ、新100đ紙幣を発行。

トスエーデンと92/93~93/94年度の援助協定調印。

7日 ト閣僚会議、国営企業の設立・解体法令(91年11月30日)を補足・修正。

11日 トノロドム・チャクラボン副首相ほかカンボジア国代表団来訪。

12日 トハノイで広西交易会開催。

17日 ト外務省、中国が米クレイトン社と石油探査・開発協定を締結したことに対しベトナムの主権に対する重大な違反である、と声明。

19日 ト第7回ベトナム婦人会議大会開催。

20日 ト首相、組織・個人による郵便物の持ち出し・持ち込みサービスを禁止。

24日 トカム外相、仏、ベルギー、EC、英国・北アイルランド、ドイツ、オランダを歴訪。

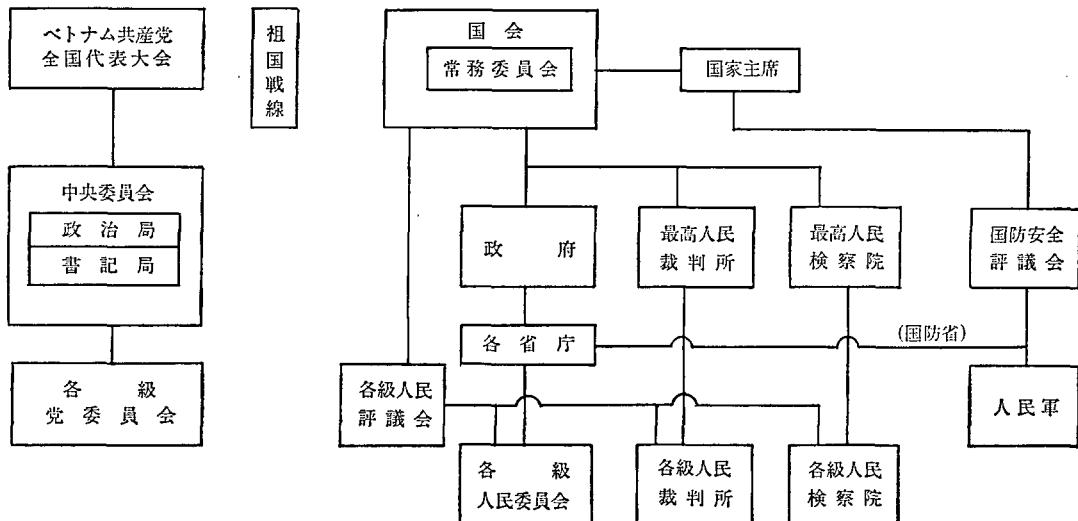
26日 ト国家評議会、Nguyen Dinh Locを司法相、Ho Teを財政相、Mai Kyを人口・家族計画担当相に任命。

6月3日 ト外務省、UNTACへの覚え書きで89年9月26日以降ベトナムは兵力、武器、軍事施設をカンボジアに残していないと言明。

- 4日 ↪キルギスタンと外交関係樹立。
- 9日 ↪オマーンと外交関係樹立。
- 10日 ↪グエン・カイン副首相、世界環境会議で報告。
- 18日 ↪党3中総会開催(～29日)。グエン・ドク・ビン、レ・カ・フーを書記局員に選出。
- 25日 ↪グエン・バン・リン、ボーチ・チ・コンへ金星勲章授与。
- 28日 ↪北京一ハノイ空路正式に再開。
- 29日 ↪グルジア、カザフスタンと国交樹立。
- 30日 ↪台湾と投資保証協定に調印、貿易事務所の相互設置でも合意。
-
- 7月1日 ↪マーシャル群島との外交関係樹立。
- 3日 ↪中央債務清算指導委員会、第1段階の総括会議。
- 5日 ↪ロシアと貿易・経済協力に関する議定書調印。貿易は往復8億㌦とする。
- 6日 ↪党書記局、党財政・党予算創出のための生産・経営組織に関する全国会議開催。
- 14日 ↪アルメニア、タジキスタンと国交樹立。
- 19日 ↪第9期国会代表選挙。
- 21日 ↪カム外相、ASEAN外相会議(マニラ)にオブザーバー出席。22日、東南アジア友好協力条約に調印。
- 29日 ↪トルクメニスタンと外交関係樹立。
-
- 8月1日 ↪金利引き下げ。貸出は平均は月2.5%へ。
- 7日 ↪非国営企業暫定評議会開催。
- 8日 ↪明石UNTAC代表來訪。
- 9日 ↪タインホア、ホアビン省で国会補充選挙。
- 10日 ↪家屋・土地利用税法公布。10月1日施行。
- 12日 ↪ド・ムオイ書記長ほか党・政府高級代表団、ラオス訪問。
-
- 9月1日 ↪(ジャカルタ)第10回非同盟諸国首脳会議にボーチ・コン国家評議会議長ほか代表団が参加。
- 8日 ↪商業省、自転車、その部品、扇風機、家庭用電球など17品目の輸入一時停止を指示。
- ド・ムオイ書記長ほか党政府代表団、インド訪問。
- 10日 ↪FULRO、カンボジアのUNTACにより武装解除。
- 16日 ↪ラン国連大使、ウイリアム・クラーク米国務次官補と会見。
- 17日 ↪首相、国境を通じてのマンガン、銅、アンチモニー、亜鉛、すずの少量輸出許可の取消し、新規不許可を指示。
- 18日 ↪最初の越中定期外務次官協議開催。
- 19日 ↪国会第9期第1会期開催(～10月8日)。23日、レ・ドック・アインを国家主席、ノン・ドック・マインを国会議長に選出。24日、キエトを首相に再選。30日、「政府組織法」を採択。10月1日、閣僚名簿を承認。
- 23日 ↪アゼルバイジャンと国交樹立。

-
- 25日 ↪国家主席、国家主席官房設立を決定。
- 10月12日 ↪カム外相、国連総会出席の帰途訪日。♪(北京)領海領土問題についての越中専門家会議。
- 15日 ↪共産青年団、第6回大会開催。
- 17日 ↪ベッシャー米大統領特使來訪。ベトナム側が米行方不明兵の資料・写真・物品を探し、軍事博物館にある資料をすべてを米側に提供することで合意。
- 19日 ↪シンガポール外相來訪。
- 20日 ↪金利引き下げ。貸し付けは平均2.5%から2.2%へ、預金は1.9%から1.7%へ。
- 22日 ↪全民教育国家会議開催。
- 29日 ↪シンガポールとの投資奨励・保護協定調印。キエト首相、各級行政機関のトップ間の業務関係の刷新に関し指示。
-
- 11月1日 ↪郵便・電話総局、体育体操総局、政府物価委員会設立。
- 3日 ↪ベトナム仏教会第3期大会開催。
- 6日 ↪(ハノイ)日本と455億円借款供与に関する覚書きを交換。
- 10日 ↪ロムロ・フィリピン外相來訪。
- 11日 ↪首相、国家通貨・財政評議会設置を決定。
- 14日 ↪Ha Quang Duを青年・スポーツ担当大臣に任命。♪ベトナム航空機YAK-40がカインホア省で墜落。
- 15日 ↪観光総局設立。
- 16日 ↪ケアリー委員長はか米上院MIA特別委員会代表团來訪。大統領の親書をアイン国家主席に手渡す。
- 19日 ↪第1回ベトナム退役軍人会開催。
- 20日 ↪政治局、汚職・密輸防止・除去の継続について指示。21日、首相、汚職・密輸防止・除去に関する緊急方法を決定。
- 24日 ↪全国人民運動会議招集。
- 30日 ↪李鵬中国首相來訪。投資奨励・保護協定、経済技術協力協定、科学技術協力協定(8000万人民元の無償借款供与を含む)、文化協定調印。領土領海に関する紛争解決についての91年の首脳会談の合意を再確認。
-
- 12月7日 ↪ドアン・クエ国防相ほか軍事代表団、訪中。
- 9日 ↪第9期国会第2会期開催(～23日)。外国投資法、刑法、刑事訴訟法の修正・補足を採択。
- 14日 ↪米政府、対越經濟制裁の一部解除を発表。米企業のベトナムにおける契約締結、事務所設立を認める。
- 21日 ↪韓国外相來訪。22日、韓国との外交関係樹立に関する共同声明調印。経済・技術協力協定に仮調印。
- 23日 ↪プラソン・タイ外相來訪。二重課税防止協定、長期信用協定に調印。
- 29日 ↪政府、92年の活動を点検、インフレの抑制など93年の10大工作を決定。

1 国家機関図



2 ベトナム共産党指導部 (1992年12月末現在)

政治局	
Do Muoi	書記長
Le Duc Anh	国家主席
Vo Van Kiet	首相
Dao Duy Tung	書記
Doan Khue	国防相
Vu Oanh	党經濟部長
Le Phuoc Tho	書記
Phan Van Khai	副首相
Bui Thien Ngo	内相
Nong Duc Manh	国会議長
Pham The Duyet	ハノイ市党書記
Nguyen Duc Binh	書記
Vo Tran Chi	ホーチミン市党書記
書記局	
Do Muoi	
Le Duc Anh	
Dao Duy Tung	
Le Phuoc Tho	
Nguyen Ha Phan	
Hong Ha	

Nguyen Dinh Tu

Truong My Hoa

Do Quang Thang

Nguyen Duc Binh

Le Kha Phieu

3 国家機関要人名簿 (1992年12月末現在)

国家主席	Le Duc Anh
国会議長	Nong Duc Manh
最高人民裁判所長官	Pham Hung
最高人民検察院院長	Le Thanh Dao
国会常務委員会	
Nong Duc Manh	国会議長
Nguyen Ha Phan	国会副議長
Dang Quan Thuy	国会副議長
Phung Van Tuu	国会副議長
Vu Dinh Cu	委員
Tran Thi Tam Dan	委員
Yngong Nie Kdam	委員
Mai Thuc Lan	委員
Vu Mao	委員
Hoang Bich Son	委員

Phan Minh Tanh	委員
Nguyen Thi Than	委員
Ha Manh Tri	委員
内閣	
首相	Vo Van Kiet
副首相	Phan Van Khai
国防相	Nguyen Khanh
内務相	Tran Duc Luong
外務相	Doan Khue
法務相	Bui Thien Ngo
財務相	Nguyen Manh Cam
商業相	Nguyen Dinh Loc
科学・技術・環境相	Ho Te
労働・傷病兵・社会問題相	Le Van Triet
交通・運輸相	Dang Huu
建設相	Tran Dinh Hoan
重工業相	Bui Danh Luu
軽工業相	Ngo Xuan Loc
エネルギー相	Tran Lum
農業・食品工業相	Dang Vu Chu
水利相	Thai Phung Ne
水産相	Nguyen Cong Tan
文化・情報相	Nguyen Canh Dinh
教育・訓練相	Nguyen Tan Trinh
保健相	Tran Hoan
大臣, 国家計画委員会委員長	Tran Hong Quan
大臣, 国家監査院院長	Nguyen Trong Nhan
大臣, 国家銀行総裁	Do Quoc Sam
大臣, 民族・山地委員会委員長	Hoang Duc Nghi
大臣, 国家協力・投資委員会委員長	Dau Ngoc Xuan
大臣, 政府組織・幹部委員会委員長	Nguyen Ky Cam
大臣, 政府官房長官	Cao Sy Kiem
大臣, 人口・家族計画担当	Phan Ngoc Tuong
大臣, 児童保護・育成担当	Le Xuan Trinh
大臣, 青年・スポーツ担当	May Ky
大臣, 政府の若干の工作担当	Tran Thi Thanh Thanh
	Ha Quang Du
	Phan Van Tiem

④ ベトナム社会主義共和国1992年憲法(抄)

前文

……抗戦、建国の時期に、わが国は1946, 59, 80年憲法を採用した。86年以来今日まで、ベトナム共産党第6回党大会によって始められた国の全面的な刷新事業は極めて重要な最初の成果を上げた。国会は新しい情勢と任

務に応えるため80年憲法の改正を決定した。……

ベトナム人民はマルクス・レーニン主義とホー・チ・ミン思想の光りのもと、社会主義への過渡期の国家建設綱領を実行しつつ心を一つに、国家建設において自力精神を發揮し、独立、自主、平和、すべての国との友好・協力を原則とする対外路線を実施し、憲法を厳正に執行し、刷新、祖国建設・防衛において一層大きな勝利を収めるであろう。

第1章 ベトナム社会主义共和国政治制度

第1条 ベトナム社会主义共和国は、独立した主権国家であり、統一および陸地、島しょ、領海、領空からなる領土の保全を享受する。

第2条 ベトナム社会主义国は、人民の、人民による、人民のための国家である。すべての国家権力は人民に属し、その基礎は労働者階級と農民、インテリゲンツィアとの同盟である。

第3条 国家は人民の主権をあらゆる面で保障し、不斷に發揮させ、祖国および人民の利益を犯すあらゆる行為に厳しく対処し、豊かで強力な国を建設し、社会の公平を実現し、すべての人々が衣食に足りて、自由、幸福を享受し、全面的に発揚するのに必要な条件をつくる。

第4条 ベトナムの労働者階級の前衛であり、労働者階級、勤労人民、そして国家全体の利益の忠実な代弁者で、マルクス・レーニン主義の教義とホー・チ・ミン思想に依拠する共産党は、国家、社会を指導する勢力である。すべての党組織は憲法と法の枠内で活動する。

第5条 ベトナム社会主义共和国は、ベトナムの領土内に住むすべての民族を統合した国家である。国家は民族間の平等、団結、相互扶助の政策を実施し、あらゆる民族的差別、区別の行為を禁止する。各民族は自己の言語、筆記文字を使用し、民族的アイデンティティーを保持し、その美しい風俗、習慣、伝統、文化を発揚する権利を有する。国家は総合的な発展政策を推進し、少数民族の物質的、精神的生活条件を徐々に引き上げる。

第6条 人民は、人民の意思と願望を代表し、人民によって選出され、人民に対し責任を有する国会および人民評議会を通して国家権力を行使する。民主集中は国会、人民評議会およびその他すべての国家機関の組織、活動を支配する原則である。

第7条 国会および人民評議会議員選挙は、普遍的、平等的、直接的な秘密投票によって行なう。人民の信頼に値しないと判明した時、国会議員は選挙民もしくは国会によって、人民評議会議員は選挙民もしくは人民評議会によって罷免される。

第8条 各国家機関、幹部、職員は人民を尊敬し、人民に心から奉仕し、人民と緊密な関係を維持し、かれら

の意見を聞き、かれらの統制に従う。官僚主義、尊大、専横、腐敗のあらゆる表現と断固たたかう。

第9条 ベトナム祖国戦線およびそのメンバー組織は人民の権力の政治的基礎をなす。戦線は民族団結の伝統を發揮し、人民の政治的、精神的統一を計り、人民政権の建設・強化に参加し、国家と共に人民の合法的な利益に配慮し、それを保護し、人民を動員して主権行使させ、憲法と法の厳密な遵守を保証し、国家機関、選出された議員、国家の幹部、職員の活動を監督する。国家は祖国戦線およびそのメンバー組織の効率的な活動のための条件をつくる。

第10条 労働者階級および勤労人民の社会政治的組織である労働組合は、国家機関、経済組織、社会組織と共に幹部、労働者、職員、およびその他の勤労者の権利に配慮し、それを守り、国家機関の活動を検査・監督し、幹部、労働者、雇用者およびその他の勤労人民が国家建設・防衛に参加するよう教育する。

第11条 公民は国家および社会の事業に参加することにより基礎組織において主権を執行し、公共財産を保護し、公民の合法的な権利・利益を守り、国の安寧、社会秩序・安全を維持し、公共生活を組織する義務を有する。

第12条 国家は法により社会を管理し、社会主義的法制度を不斷に強化する。各国家機関、経済組織、社会組織、人民武装勢力の単位、およびすべての公民は憲法と法を厳正に執行し、あらゆる犯罪行動、憲法・法の違反を防止し、それに反対する。国家の利益、集団および公民の利益に対する違反行為は法により罰する。

第13条 ベトナムの祖国は神聖であり、不可侵である。祖国の独立、主権、統一、領土保全に対する、社会主义ベトナムの祖国建設・防衛に反対するあらゆる陰謀、行為は法により厳しく罰する。

第14条 ベトナム社会主义共和国は平和、友好政策を遂行し、政治・社会体制の如何を問わず、相互の独立、主権、領土保全の尊重、内政不干渉、平等、互恵の原則に依拠し、世界中のあらゆる国と関係・協力を拡大するよう努める。また社会主义諸国および近隣諸国との団結、友好、協力を強化し、平和、民族独立、民主主義および社会進歩を求める世界中の人民の共同の戦いを積極的に支持し、それに参加する。

第2章 経済制度

第15条 国家は国家に管理された市場メカニズムに従って機能し、社会主义志向をもった多セクター商品経済を発展させる。多様な生産・経営形態を備えた多セクター商品経済は全人民的、集団的および個人的所有制度に依拠するが、その中では全人民的および集団的所有を基礎とする。

第16条 国家の経済政策の目的は、生産のあらゆる潜在力の解放によって、経済のあらゆるセクター——国家セクター、集団セクター、私的個人セクター、私的資本主義的セクター、そしてさまざまな形態の国家資本主義セクター——がもつあらゆる潜在力を発展させること、物質的・技術的基盤の建設推進、経済・科学・技術協力の拡大、そして世界市場との交流の拡大によって、人民を豊かにし、国を強力にし、人民の物質的、精神的要求をますます充足させることである。

第17条 土地、森林、川・湖、水源、地下ないし海洋資源、大陸だな、空中、国家が企業に投下した資本・資産、経済、文化、社会、科学、技術、外交、国防、治安の各部門・分野に属する設備、および法が国家に帰属すると定めたその他の資産は全人民の所有に帰する。

第18条 国家はすべての土地を計画と法に従って統一的に管理し、目的に合った正しい、効果的な使用を保証する。国家は土地を組織および個人の安定的、長期的の使用に委ねる。組織および個人は土地の保全、培養、合理的な開発、経済的な利用の責任を有し、国家によって委ねられた土地の使用権を法の規定に従って移転できる。

第19条 国営経済は、とくに中核的な部門や分野で強化・発展させられ、国民経済において主導的な役割を果たす。国営経済の基礎単位は生産、経営において自主権を享受し、効果的な生産・経営を保障する。

第20条 公民が資金・労力を集めて共同の生産を行なう集団セクターは自主、民主、互恵の原則に従ってさまざまな形態で組織される。国家は協同組合を強化、発展させ、それが効率を發揮する条件をつくる。

第21条 個人経済、私的資本主義経済は独自の生産・経営方式を採用し、国家や人民の利益になる活動分野で規模の制約なく企業を設立できる。家族経済は発展を奨励される。

第22条 いかなる経済セクターに属する生産・経営企業も国家に対する義務を果たさなければならず、法の前で平等であり、資本および合法的な財産は国家の保護を受ける。いかなる経済セクターに属する企業も法の規定に従って国内および外国の個人および経済組織と合弁を組んだり、提携したりすることができる。

第23条 個人および組織の合法的な財産は国有化されない。国防、治安および国益上真に必要な場合には、国家は個人もしくは組織の財産を市場価格で強制的に買い上げたり、収用したりすることができる。強制買い上げや収用の手続きは法によって定める。

第24条 国家は对外経済関係を統一的に管理し、拡大させ、あらゆる国家、あらゆる国際機関と独立、主権、互恵、国内生産の保護・推進を原則に経済関係を発展さ

せる。

第25条 国家は外国の組織や個人がベトナムの法と国際法に従ってベトナムに資金および技術を投することを奨励する。国家は外国の組織および個人の資金、財産およびその他の利権の合法的な所有権を保障する。外資企業は国有化されない。国家は国外に居住するベトナム人が国内に投資するのによい条件をつくる。

第26条 国家は国家経済を法、計画および政策によって統一的に管理し、責任を分割し、行政の各部門および級に権限を委譲し、個人および集団の利益を国家の利益と一致させる。

第27条 国家のあらゆる経済的、社会的、管理的活動において節約につとめる。

第28条 いかなる非合法的な生産、経営活動も、また国民経済を破壊し、国益、集団および公民の権利や合法的利益に損害を与えるいかなる行為も法によって厳正にして公正に処罰する。国家は生産者や消費者の権利や利益を守る政策を実施する。

第29条 国家機関、軍の単位、経済組織、社会組織、すべての個人は天然の富の合理的な使用、環境保護に関する国家の規定を遵守しなければならない。天然の富の枯渇、環境破壊をもたらすようなあらゆる行為を厳しく禁ずる。

第3章 文化・教育・科学・技術

第30~43条(略)

第4章 社会主義ベトナムの祖国防衛

第44~48条(略)

第5章 公民の基本的な権利と義務

第49条(略)

第50条 ベトナム社会主義共和国では政治的、市民的、経済的、文化的、そして社会的分野における人権が保障され、それらは公民権に具体化され、憲法および法によって規定される。

第51~53条(略)

第54条 公民は民族、性別、社会的背景、信仰、宗教、文化水準、職業、居住期間に関係なく、18歳に達すると、法に従って国会および人民評議会の選挙権を有し、21歳に達するとその被選挙権を有する。

第55~56条(略)

第57条 公民は法の規定に従って事業を経営する自由を享受する。

第58条 公民は合法的な所得、預金、住宅、家財、企業あるいはその他の経済組織における生産手段、資金、その他の財産を所有する権利を有する。国家によって使用を委ねられた土地は第17、18条の規定に従う。国家は公民の合法的な所有権と相続権を保護する。

第59~61条(略)

第62条 公民は地域の計画と法に従って住宅を建設する権利を有する。賃借人と賃貸人の権利は法によって守られる。

第63~67条(略)

第68条 公民は国内で自由に移動し、居住する権利を有し、法律の規定に従って出入国する権利を有する。

第69条 公民は法に従って言論の自由、出版の自由を享受し、通信、集会、結社、示威の権利を享受する。

第70条 公民は信仰、宗教の自由を享受し、宗教に従うか従わないか自由である。すべての宗教は法の前で平等である。信仰や宗教の祭祀の場所は法によって保護される。何人も信仰や宗教の自由を犯すことはできず、信仰や宗教を悪用して法や国家の政策を犯してはならない。

第71条 公民は身体の不可侵権を有し、生命、健康、名誉、威儀を法によって保護される。現行犯を除き何人も人民裁判所の決定、人民検察院の決定なしし承認なしには逮捕されない。逮捕、拘留は法律に従わなければならぬ。公民に対するあらゆる形態の迫害、強制、拷問、名誉・尊嚴の毀損は厳しく禁じられる。

第72条 何人も裁判所の判決が完全に効力を有する前に有罪とは認められず、罰せられることはない。……

第73~80条(略)

第81条 ベトナムに居住する外国人はベトナムの憲法と法を遵守しなければならない。かれらはベトナムの法に従って生命、財産、合法的利益を国家により保護される。

第82条 ベトナム社会主義共和国は、自由、国家の独立、社会主義、民主主義および平和のために闘っているが故に、あるいはその学術的仕事の故に迫害を受けている外国人に対し居住許可を審査する。

第6章 国会

第83条 国会は人民の最高の代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の国家権力の最高機関である。国会は憲法制定、法制定の権限を持つ唯一の機関である。国会は基本的な対内・対外政策、経済・社会的任務、国防・治安問題、国家機構の組織・活動に関する、公民の社会関係・活動に関する原則を決定する。国会は国家の活動全体に対する最高の監督権を行ふ。

第84条 国会は以下の義務と権限を有する。

1. 憲法を制定・改正すること、法を制定・改正すること、法、法令の制定のプログラムを決定すること、

2. 憲法、国会決議の遵守に対する最高の監督権を行ふこと、国家主席、国会常務委員会、政府、最高人民法院、最高人民検察院の報告を点検すること、

3. 国家の経済・社会発展計画を決定すると、

4. 国家の財政・金融政策を決定すること、国家予算

案、国家予算の配分を決定すること、国家の決算を承認すること、税を制定、改正、廃止すること、

5. 国家の民族政策を決定すること、
6. 国会、国家主席、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、地方政権の組織、活動規定を制定すること、

7. 国家主席、同副主席、国会議長、同副議長、国会常務委員会委員、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長を選出、解任、罷免すること、国家主席の国防・安全評議会設立に関する提案を承認すること、首相による副首相、大臣、その他の政府メンバーの任命、解任、処分に関する提案を承認すること、

8. 政府の省、省と同等の機関を設置、廃止すること、省、中央直轄市の行政区画の境界を新設、統合、分割、調整すること、特別な行政的、経済的単位を設置、解体すること、

9. 憲法、法、国会決議に反する国家主席、国会常務委員会、政府、首相、最高人民裁判所、最高検察院の公式文書を廃止すること、

10. 恩赦を宣言すること、

11. 人民軍、外交およびその他の国家の称号、階級を定めること、勲章、記章、名誉称号を定めること、

12. 戰争、平和の問題を決定すること、非常事態、国防・治安を保障するためのその他の特別な方法を規定すること、

13. 対外関係の基本政策を決定すること、調印ないし参加した国際条約を国家主席の提案に基づき批准もしくは無効とすること、

14. 恩赦を実施すること、

第85条 国会の任期は5年とする。任期満了よりも2カ月前に新しい国会を選出する。選挙手続きと国会議員定数は法によって定める。特別な場合、少なくとも議員総数の3分の2の賛成があれば、国会は任期の短縮もしくは延長を決定できる。

第86条 国会は、国会常務委員会の招集により、年2回開催する。国家主席、首相、あるいは国会議員総数の少なくとも3分の1が要求した場合、あるいは自己の決定により、国会常務委員会は国会の臨時会期を招集する。
....

第87条 国家主席、国会常務委員会、国会民族評議会・委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線およびそのメンバー組織は国会に法案を提出できる。国会議員は法および国会に提出された法案に関して意見を表明する権利を有する。国会への法案提出、法に関する意見提出の手続きは法により定める。

第88条 法、国会の決議は国会議員総数の過半数の賛成によって採択するものとする。ただし第7条に規定さ

れた国会議員の罷免、第85条に規定された会期の短縮もしくは延長、第147条に規定された憲法の改正は、少なくとも議員の3分の2以上の賛成を必要とする。法および国会決議は遅くとも採択から15日以内に公布するものとする。

第89条 国会は資格審査委員会を設立し、その報告に基づき議員の資格を審査する。

第90条 国会常務委員会は常設的な委員会である。国会常務委員会は、国会議長、副議長、委員より構成される。国会常務委員会のメンバー数は国会によって決定される。常務委員会のメンバーは政府のメンバーを兼任できない。各国会の常務委員会は新しい国会が新しい常務委員会を選出するまで、その任務を果たし、権限を行使する。

第91条 国会常務委員会の義務と権限は以下のとおり。

1. 国会議員選挙を公示し、主宰すること、
2. 国会の会期を準備、招集し、主宰すること、
3. 憲法、法、法令の解釈を行なうこと、
4. 国会によって委託された問題に関する法令を制定すること、

5. 憲法、法、国会決議、法令、国会常務委員会決議を実施すること、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の活動を検査し、監督すること、憲法、法に反する国会決議、政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書の執行を停止すること、かかる件について国会に報告し、その文書の廃棄の決定を受けること、国会常務委員会の決定に反する政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書を無効にすること、

6. 人民評議会の活動を監督し、指導すること、省および中央直轄市の人民評議会の誤った決議を取り消すこと、省および中央直轄市の人民評議会が人民の利益に著しく有害である時、それを解散させること、

7. 国会民族評議会および委員会の活動を指導し、調和させ、調整すること、国会議員を指導し、その活動条件を保証すること、

8. 国会の休会中、副首相、大臣、その他政府のメンバーの任命、解任、免職に関する首相の提案を承認すること、そしてその件について国会の最も早い会期の際に報告すること、

9. 国会の休会中、外国の侵略があった場合、戦争状態を宣言すること、そして最も早い会期でその承認を受けること、

10. 総動員もしくは部分動員を宣言すること、全国もしくは特定地域に非常事態を宣言すること、

11. 国会の対外関係を実施すること、

12. 国会の決定に従って国民投票を行なうこと、

第92～93条(略)

第94条 国会は議長、副議長、委員よりなる民族評議会を選出する。民族評議会は民族問題に関する研究を行ない、提案を行なう。民族政策の執行、高地や少数民族居住地域の社会・経済的発展のプログラム・計画の実施を監督する。政府は民族政策に関連する決定を公布する前に、民族評議会の意見を聞かなければならない。民族評議会の議長は、国会常務委員会、政府の会合で民族政策の実施が議論される際出席できる。民族評議会はまた第95条で規定された国会委員会のその他の義務と権限を有する。民族評議会は特別な任務を担当する若干の委員を設ける。

第95条 国会は委員会を設置する。国会の委員会は、法の草案、法に関する意見、法令その他の草案に関する意見、国会もしくは国会常務委員会によって委ねられた報告に關し提案を行ない、国会、国会常務委員会に対し法、法令作成計画について自己の見解を提示し、法が定めた領域の監査権を執行し、自己の活動の範囲内の問題について提案を行なう。各委員会は専門の任務を担当する若干の委員を設ける。

第96条 国会の民族評議会、委員会は、閣僚、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、およびその他の国家の関係職員に対し、必要な事項に關し報告させたり、文書を提出させたりすることができる。要求を受けたものはそれを果たす義務を有する。国家機関は国会民族評議会、委員会の意見を研究し、それに答える責任を有する。

第97～100条(略)

第7章 国家主席

第101条 国家主席は国家の元首であり、対内的、対外的に国家を代表する。

第102条 国家主席は国会代表の中から選出する。国家主席の任期は国会の任期どおりとする。国会が任期を終了したとき、国家主席は新しい国会会期が新しい国家主席を選出するまで任務を継続する。

第103条 国家主席の義務と権限は以下のとおり。

1. 憲法、法、法令を公布すること、
2. 人民軍の全体的指揮を取り、国防・安全評議会の議長を務めること、
3. 国家副主席、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長を選出、解任、罷免するよう国会に提案すること、
4. 国会もしくは国会常務委員会の決議に基づき、副首相、閣僚、その他の政府メンバーを任命、解任、罷免すること、
5. 国会もしくは国会常務委員会の決議に基づき戦争状態を宣言すること、恩赦の決定を宣言すること、

6. 国会常務委員会の決議に基づき、総動員もしくは部分動員を命令すること、全国もしくは特定の地域で非常事態宣言を行なうこと、

7. 国会常務委員会に対し、その法令や第91条第8、9項に規定された問題に関する決議をその採択から10日以内に見直すよう提案すること、もしもかかる法令や決議が国会常務委員会で再度採択され、国家主席が同意しない場合、国家主席は当件を国会の最も早い会期に提起し、決定を受ける。

8. 国家副主席、最高人民裁判所副長官、判事、最高人民検察院副院長およびそのメンバーを任命、解任、罷免すること、

9. 人民武装勢力の高級士官に対する称号と階級、外交的な称号と階級、その他の国家の称号と階級を授与すること、國家の勲章、記章、名誉称号の授与を決定すること、

10. 特命全権大使を任命、召喚すること、外国の特命全権大使を受け入れること、ベトナム社会主義共和国を代表し、他の国の元首と国際条約を交渉し、それに調印すること、国会の決定が必要な場合を除き、国際条約の批准、参加を決定すること、

11. ベトナムの国籍を認めること、除籍すること、剝奪すること、

12. 特赦を決定すること、

第104条 国防・安全評議会は、議長、副議長および委員で構成する。国家主席は、国防・安全評議会のメンバー・リストを国会に提示し、承認を受ける。国防・安全評議会は国防のため国家のあらゆる力と潜在力を動員する。戦争の際には、国会は国防・安全評議会に特別な義務と権限を委ねることができる。国防・安全評議会は集団制で活動し、多数決で決定を行なう。

第105～108条(略)

第8章 政府

第109条 政府は国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である。政府は国家の政治、経済、文化、社会、国防、治安、対外義務の執行を統一的に管理し、中央から地方まで国家機関の効力を發揮し、憲法、法の遵守、執行を保証し、祖国建設・防衛事業において人民の主権を發揮し、人民の物質・文化生活の安定と向上を保証し、国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に活動報告を行なう。

第110条 政府は首相、副首相、大臣およびその他のメンバーで構成される。首相を除き、閣僚はかならずしも国会議員でなくてもよい。首相は国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に対し活動報告を行なう。副首相は首相の決めた分担に従って任務を遂行

する。首相不在の際には、副首相が政府活動の指導を委任される。

第111条 ベトナム祖国戦線議長、ペナム労働総同盟議長、大衆組織の長は関連する問題が討議される際、閣議に出席を求められる。

第112条 政府は以下の任務と権限を有する。

1. 省、省相当の機関、政府機関、各級レベルの人民委員会を指導すること、中央から地方まで国家行政の統一的な系統を整備し、強化すること、人民評議会が国家の上級機関の文書を実施するのを指導、検査すること、人民評議会が法の定める任務と権限を実行する条件を作ること、国家職員を教育、養成、配置、使用すること、

2. 国家機関、経済組織、社会組織、軍隊の単位、公民が憲法、法を実施するのを保証すること、人民に対する憲法、法の宣伝・教育を組織、指導すること、

3. 国会、国会常務委員会に法草案、法令、その他の案件を提出すること、

4. 国民経済の建設、発展を統一的に管理すること、國家の財政・金融政策を実施すること、全民所有の財産を管理し、効果的に使用すること、文化、教育、医療、科学、工芸を発展させること、経済・社会発展計画、国家予算を実施すること、

5. 公民の権利、合法的利益を保護する方法を講ずること、公民が権利行使し、義務を果たす条件を作ること、国家の財産、利益を守ること、環境を守ること、

6. 全民の国防、人民の安寧を強化すること、国家の安全、社会の秩序・安全を守ること、人民武装勢力を建設すること、国土を守るために動員令、非常事態宣言令および必要なあらゆる措置を施行すること、

7. 国家の資産調査、統計工作、検査・監査工作、国家機関における官僚主義、汚職防止工作、公民の告訴・告発の解決工作を組織し、指導すること、

8. 国家の対外工作を統一的に管理すること、政府に代わって国際条約に調印し、参加し、承認すること、ベトナム社会主義共和国が署名したもしくは参加した国際条約を指導すること、国家、外国にいるベトナムの公民、組織の合法的利益を守ること、

9. 社会政策、民族政策、地域政策を実施すること、

10. 省および中央直轄市より下の級の行政区画の調整を決定すること、

11. 自己の義務の遂行、権限の行使に際し、ベトナム祖国戦線および他のあらゆる組織とその努力の調整をはかること、それらの組織の効率的な活動の条件を作ること、

第113条 政府の任期は国会と同一とする。国会の任期が終了する時、政府は新しい立法府が新しい政府を組閣するまで任務を継続する。

第114条 首相の任務は以下のとおり。

1. 政府、閣僚、各級人民評議会の工作を指導すること、閣議を主宰すること、

2. 国会に対し省、省と同レベルの機関の設置、廃止を提案すること、

3. 次官および次官と同レベルの職の任命、解任、罷免を行なうこと、省・中央直轄市人民委員会主席、副主席の選出、解任、罷免を承認すること、

4. 憲法、法、上級の国家機関の文書に違反する大臣および他の閣僚の決定、指示、通知、省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会委員長の決定、指示を停止もしくは廃止すること、

5. 憲法、法、上級の国家機関の文書に違反する省・中央直轄市人民評議会の決定を停止し、同時に国会常務委員会に対しその廃止を提案すること、

6. 政府が解決しなければならない重要問題に関しまスコミに報告すること、

第115条 憲法、法、国会決議、国会常務委員会の法令・決議、国家主席の命令・決定に依拠し、政府は決定、指示を発し、その執行を監督する。政府の権限に属する重要な問題は集団で討議し、多数決で決定しなければならない。

第116条 大臣および他の閣僚は全国範囲で担当する分野に関し責任をもち、法の規定に従って基礎単位の生産、経営活動の自主権を保障する。政府機関の長は、憲法、法、および国会決議、国会常務委員会の法令・決議、国家主席の命令・決定、政府・大臣・他の政府メンバー・政府機関の長の文書に依拠して、決定、指示、通知を発し、あらゆる部門、地方、基礎単位によるその執行を監督する。

第117条 大臣および他の閣僚は自己の責任分野、部門に関し政府、国会に対し責任を負う。

第9章 人民評議会と人民委員会

第118条 ベトナム社会主義共和国の行政単位は、以下のように区分する。国は省および中央直轄市に区分される。省は県、省直轄の市と町(thi xa)に区分される。中央直轄市は区(quan)、県、小町(thi tran)に区分される。県は社、小町に区分される。省直轄市と町は地区(phuong)と社に区分される。区は地区に分かれれる。

第119条 人民評議会は国家の地方権力機関であり、人民の意志、願望、主権を代表し、当該地方の人民によって選出され、地方人民と国家の上級機関に対し責任をもつ。

第120~122条(略)

第123条 人民評議会によって選出された人民委員会は人民評議会の執行機関であり、地方の国家行政機関で

あり、憲法、法、国家の上級機関の文書、人民評議会の決議の実施の責任を有する。

第124～125条(略)

第10章 最高人民裁判所と最高人民検察院

第 126 条(略)

第 127 条 最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事法廷および法によって設置されたその他の法廷が社会主義ベトナム共和国の司法機関である。特別な事情がある場合、国会は特別法廷の設置を決定できる。

第 128 条 最高人民裁判所の任期は国会の任期と同じとする。裁判官の任免、処分制度、任期、各級人民裁判所の人民陪審判事の選出制度、任期は法によって定める。

第129～130条(略)

第 131 条 人民裁判所は法の定めた特別の場合を除き、公開で審問を行なう。人民裁判所は集団で審議し、多数決で決定する。

第132～133条(略)

第 134 条 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高の司法機関である。それは、地方人民裁判所、軍事法廷の作業を監督・指導する。それは、国会の指示がない限り、特別法廷およびその他の法廷の作業を監督・指導する。

第 135 条 最高人民裁判所長官は国会に対し責任を有し、報告を行なう。国会が休会中は、国会常務委員会と国家主席に対し責任を有し、報告を行なう。

第 136 条(略)

第 137 条 最高人民検察院は、各省、省と同レベルの機関、政府所属のその他の機関、地方政府機関、経済組織、社会組織、人民武装単位、および公民による法の遵守を検査する。それは公訴権を執行し、法律が改正され、統一的に執行されるのを保障する。地方検察院、軍事検察院は法の定める範囲で法律の遵守を検察し、公訴権を執行する。

第 138 条 人民検察院は院長が指導する。下級の人民検察院は上級の人民検察院の指導を受ける。地方の人民検察院院長、各級軍事検察院院長は最高人民検察院院長の統一的指導を受ける。検察委員会の設立、人民検察院院長が決定権を持つ問題、検察委員会が討論し、多数決で決定する重要問題は法によって定める。最高人民検察院の任期は国会任期と同一とする。地方人民検察院、各軍事区・区域の軍事検察院の院長、副院長、検察官は最高人民検察院院長が任免、処分を行なう。

第 139 条 最高人民検察院院長は国会に対し責任を有し、報告を行なう。国家の休会中は、国会常務委員会と国家主席に対し責任を有し、報告を行なう。

第 140 条(略)

第11章 国旗、国章、国歌、首都、国民の日

第141～145条(略)

第12章 憲法の効力と改正

第 146 条(略)

第 147 条 国会だけが憲法を改正する権限を有する。憲法の改正は国会議員総数の少なくとも 3 分の 2 の賛成が必要である。

(Nhan Dan, 1992年 4月20日)

■ 第 9 期国會議員選挙(1992年 7月19日)結果

(注) 投票は 2 名連記、当選には投票者総数の 50 % 以上の獲得が必要。かっこ内分子は議席数、分母は立候補者数。人名の後の数字は獲得票の投票者総数に対する %。肩書きは選挙当時。(再)は再選挙(8月9日)で当選。

ハノイ——1 区(2/3) Do Muoi (党書記長) 80.29, Chu Duy Kinh 76.45; 2 区(2/3) Pham Loi 67.61, Vu Quan Phuong 65.75; 3 区(3/5) Cao Minh Chau 79.75, Le Xuan Tung 78.51, Kim Cuong Tu 72.38; 4 区(3/5) Tran Thi Tam Dan 78.26, Le Quan Dao (国会議長) 69.39, Nguyen Dinh Chung 54.82; 5 区(2/3) Vu Dinh Cu 84.43, Vu Duc Khien 77.90; 6 区(3/5) Pham Thi Tran Chau 83.74, Nguyen Hong Hai 67.08, Luong Xuan Quy 65.00; 7 区(3/5) Chu Thuy Quynh 76.75, Dinh Hanh 76.52, Pham Van Ngoc 56.33; 8 区(2/3) Ton That Bach 91.96, Nguyen Van Cu 58.32

ホーチミン市——1 区(3/5) Pham Quang Du 70.49, Thich Minh Chau 66.52, Nguyen Van Hanh 59.52; 2 区(3/5) Tran Du Lich 61.74, Le Minh Chau 61.66 Vu Tuan Viet 61.61; 3 区(3/4) Truong Tan Sang 83.33, Do Hoang Hai 80.03, Pham Phu 64.40; 4 区(3/4) Vo Van Kiet (政治局員、首相) 88.02, Chu Pham Ngoc Son 77.65, Ly Kim Mai 60.87; 5 区(3/5) Truong My Hoa (党書記) 62.70, Phan Khac Tu 62.22, Dinh Cong Hung 61.95; 6 区(3/5) Nguyen Huu Khuong 74.20, Nguyen Minh Thanh 59.61, Doan Le Huong 58.51; 7 区(3/4) Nguyen Thi Ngoc Phuong 82.92, Nguyen Tan Phat 74.40, Le Khac Binh (市人民委員会委員長) 70.26; 8 区(3/4) Phan Van Khai (政治局員、副首相) 87.01, Huynh Thi Nhan 75.62, Nguyen Van Rang 72.27

ハイフォン——1 区(3/5) Do Quoc Sam (国家計画委員会委員長) 76.74, Bui Duc Luan 63.85, Nguyen Ngoc Hai 61.45; 2 区(3/5) Pham Van Tra 82.52, Chu Van Muoi 63.77, Tran Bich Nga 59.40; 3 区(3/4) Dao An (省人民委員会委員長) 94.58, Ho Te (財政相) 90.20, Nguyen

Thi Man 82.42

ハジャン省——1区(2/3)Trinh Tran 90.90, Duong Minh Chuong 80.17; 2区(2/3)Hoang Thua(省党書記)95.71, Trieu Thi Nai 82.24

ツエンクワン省——1区(2/3)Ha Quang Du 94.53, Hoang Duc Hy 73.60; 2区(2/3)Ha Thi Khiet(省党書記, 省人民委員会委員長)93.16, Au Van Hanh 92.34

カオバン省——1区(2/3)Dam Van Nguy 96.41, Duong Van Sang 67.98; 2区(3/4)Nong Hong Thai(省党書記)94.80, Nguyen Truc Luyen 91.07, Nguyen Thi An 71.46

ランソン省——1区(3/4)Vi Xuan Thanh(省党副書記)92.36, Bui Ngoc Thanh(労働・傷病兵・社会問題省次官)92.15, Hoang Thi Bich Ly 66.88; 2区(3/4)Nong Duc Manh(政治局員, 党民族委員会委員長)94.10, Duong Cong Suu 93.28, Nguyen Phu Cuong 65.97

ライチャウ省——1区(2/3)Le Van Tryuen(公衆衛生省次官)95.80, Ly Ly Pha 91.08; 2区(2/3)Lo Van Inh(省人民委員会委員長)95.85, Mua Thi My 84.10

ソンラ省——1区(2/3)Do Van An(省党書記)97.30, Lo Thi Luyen 59.88; 2区(2/3)Trang A Lu 91.05, Ca Kha Sam 84.98

ラオカイ省——1区(2/3)Trang A Pao(省党書記, 省人民評議会議長)93.46, Do Quoc Thang 91.61; 2区(2/3)Cu Hoa Van 97.13, Vuong Thi Nghi 93.69

イエンバイ省——1区(2/3)Nguyen Dinh Loc(司法相)95.78, Trieu Thi Ngay 84.70; 2区(2/3)Hoang Cong Dung(省人民委員会委員長)90.22, Lam Phuc Co 81.30

バクタイ省——1区(2/3)Nguyen Huu Cang 85.25, Nong Thai Nghiep 74.93; 2区(2/3)Nguyen Khanh(副首相)92.74, Duong Trung Tien 58.34; 3区(3/4)Duong Khanh Lam 90.06, Dang Quoc Tien(省党副書記)84.88, Hoang Thi Chien 74.82

ビンフー省——1区(3/4)Bui Huu Hai(省人民委員会委員長)87.92, Nguyen Xuan Thuyet 83.55, Le Dinh Thanh 67.76; 2区(3/4)Phung Quang Hung 88.89, Ha Van Noi 84.67, Phung Van Tuu(国会副議長)76.12; 3区(2/3)Nguyen Trong Khanh 78.26, Do Van Ngoc 62.49; 4区(2/3)Dang Quan Thuy 92.12, Phung Van Toan 72.57; 5区(2/3)Dinh Van The 91.73, Huu Tho(ニャンザン編集長)90.60

ハバック省——1区(2/3)Do Binh Duong(省党書記, 省人民委員会委員長)92.20, Tang Duong 70.49; 2区(3/5)Mai Thuc Lan 85.38, Nguyen Hoa Binh 79.60, Tran Duc Tam 67.48; 3区(2/3)Nguyen Van Nhan

73.84, Nguyen Van Vong 66.39; 4区(3/4)Nguyen Viet Dung(国家評議会総書記)93.29, Nguyen Thuy Cai 87.38, Nguyen Thi Nhung 60.09; 5区(2/4)Nguyen Ba Cu 65.71, Tang Van Luy 60.67

クアンニン省——1区(3/5)Nguyen Binh Giang(省党書記)87.78, Hong Ha(党書記, 党外交委員会委員長)83.25, Nguyen Thi Le 66.17; 2区(3/5)Dang Thi Thanh Huong 81.09, Nguyen Viet Hoe 72.04, Ban Tien Dung 55.63

ハタイ省——1区(3/4)Nguyen Phuc Dinh 90.95, Phan Thu 88.45, Chu Van Lieu 64.77; 2区(3/4)Tran Van Khuyen 92.87, Hoang Dinh Cau 92.40, Bui Thi Phuong Toan 80.67; 3区(3/4)Nguyen Van Hieu 93.51, Nguyen Thi Tuyet 80.80, Nguyen Van Hoc 70.70; 4区(2/3)Nguyen Van Tam(省党副書記)87.05, Dang Van Hai 84.91; 5区(2/3)Tran Thi Thanh Thanh 91.36, Phung Van Thu 74.09

ホアビン省——1区(3/4)Vu Oanh(政治局員)88.35, Bui Thi Binh 83.02, Ha Van Chuan 76.69; 2区(3/5)Nguyen Nhieu Coc(省書記)96.16, Le Thanh Dao(最高人民検察院副院長)92.24, Nguyen Thi To 62.79(再)

ハイフン省——1区(2/4)Mao Xuan Nung 74.46, Pham Huy Tho 60.56; 2区(3/5)Nguyen Van Yeu(司法省次官)73.60, Pham Nguyen Tan 66.73, Luong Quang Thu 56.73; 3区(3/5)Nguyen Duc Kien 85.91, Ha Xuan Tri 77.11, Tran Thi Mien 75.33; 4区(2/3)Tran Van Phac 91.98, Tran Dinh Phung 87.01; 5区(3/4)Dang Van Cao(省人民評議会議長)95.22, Pham Hung(最高人民裁判所長官)93.49, Doan Thi Theu 73.33

タイビン省——1区(3/5)Dao Dinh Luyen(国防省次官, 人民軍参謀総長)92.94, Nguyen Thu Ha 84.23, Vu Minh Mao 77.48; 2区(3/4)Vu Manh Rinh(省人民委員会委員長)91.30, Vu Thi Ngoc Dau 89.53, Hoang Binh Quan 89.26; 3区(2/3)Phan Quang(ベトナム放送総裁)88.72, Nguyen Van San 65.44; 4区(2/3)Ha Manh Tri(最高人民検察院副院長)91.81, Nguyen Thi Huyen Phin 75.51

ナムハ省——1区(3/4)Nguyen Manh Hung 85.36, Dang Khoi(省人民委員会委員長)84.80, Vu Gia Tham 72.20; 2区(3/4)Tran Quang Ngoc 93.93, Vu Tu Nam 91.15, Bui Van Tien 57.34; 3区(2/3)Nguyen Van Kha 90.89, Phung Anh Tu 71.02; 4区(2/3)Vu Mao 92.66, Nguyen Duc Hiep 87.54; 5区(2/3)Nguyen Trong Nhan 91.33, Nguyen Minh Quang 72.88; 6区(2/3)Nguyen Thi Than 83.46, Lai Vi Nghi 61.57

ニンビン省——1区(3/4)Le Duc Binh(党中央内政委

員会委員長) 93.86, To Xuan Toan(省党書記, 省人民評議会議長) 86.55, Dinh Van Hung 62.22; 2区(2/3) Nguyen Trong Xuyen(国防省次官) 90.08, Le Thi Bich 68.69

タインホア省——1区(3/4) Nguyen Thanh Chuong 94.20, Luong Ngoc Toan(教育訓練省次官) 91.80, Lu Van Xiet 61.62; 2区(3/4) Hoang Ngoc Nhat 95.66, Ha Thi Lien 94.36, Ha Dinh Xo 56.77; 3区(3/4) Thinh Xuan Mao 97.38, Le Kha Phieu(党書記, 人民軍政治総局長) 96.66, Hoang Thi Anh Nguyet 94.43; 4区(2/3) Nguyen Thai Ba 93.49, Le Viet Duoc 87.56; 5区(3/5) Dang Nhat Minh 93.31, Pham Ngoc Quang 90.31, Nguyen Thi Bach Yen 76.30; 6区(3/5) Le Van Tu(省党書記, 省人民評議会議長) 90.10, Le Van Tam 86.57, Le Van Chi 47.08(再)

ゲアン省——1区(2/3) Truong Thi Hong 90.37, Lo Trung Thanh 82.25; 2区(3/5) Ta Quang Hai 85.92, Do Phuong 85.65, Nguyen Duong Hoang 80.82; 3区(2/3) Nguyen Quoc Thuoc 95.89, Dau Hong Tan 82.20; 4区(2/3) Duong Vien 95.78, Moong Van Nghe 92.07; 5区(3/4) Cao Xuan Khuong 98.99, Nguyen Duy Quy 98.72, Le Thi Thuy 86.53; 6区(3/4) Nguyen Manh Cam(外相) 98.01, Nguyen Ba(省党書記) 93.58, Nguyen Nhu Vy 67.87

ハティン省——1区(3/5) Tran Quoc Thai(省党書記, 省人民評議会議長) 95.11, Ha Hoc Trac 94.06, Pham Loi 89.05; 2区(3/5) Trinh Hong Duong 96.66, Nguyen Khac Tao 92.59, Nguyen Thi Thu 88.32; 3区(2/4) Le Minh Huong(内務省次官) 95.35, Tang Nghia 86.81

クアンビン省——1区(2/3) Tran Hoa(省党副書記) 91.82, Phan Lam Phuong 80.41; 2区(2/4) Ly Tai Luan(財政省次官) 86.85, Nguyen Thi Thu Hoai 83.36

クアンチ省——1区(2/3) Nguyen Duc Hoan(省党書記) 90.35, Truong Thi Khue 68.06; 2区(2/3) Doan Khue(政治局員, 国防相) 94.29, Ho Go 67.03

トアチェン・フエ省——1区(3/5) Thich Thien Sieu 77.16, Vo Nguyen Quang 69.15, Nguyen Khoa Kim Boi 60.76; 2区(2/3) Le Duc Anh 92.76(政治局員), Nguyen Dinh Ngo 73.44

クアンナム・ダナン省——1区(2/4) Ngo Van Dung 61.95, Le Xuan Trinh(国家計画委員会第一副委員長) 58.46; 2区(3/5) Nguyen Thi Binh 93.58, Nguyen Van Tri 69.18, Ha Thi Thu Suong 53.36; 3区(3/4) Le Quoc Khanh(省人民評議会議長) 88.80, Huynh Ngia 85.39, Hoang Minh Thang 82.82; 4区(3/5) Nguyen Ba Thanh 70.63, Nguyen Don 68.59, Nguyen Dang Lam 62.70

ピンディン省——1区(3/4) Tran Thi Le Thu 79.91, Vo Van Luoc 79.10, Tran Van Nhan(省人民委員会委員長) 69.53; 2区(3/4) Dang Huu(国家科学技術委員会委員長) 91.94, To Tu Thanh 80.41, Doan Van Teo 72.70; 3区(2/3) Le Van An 88.44, Hoang Quang Dao 74.87
クアングアイ省——1区(3/5) Nguyen Van Duoc 87.29, Tran Anh Kiet 78.98, Dinh Uong 68.87; 2区(2/3) Do Quang Thang(党書記, 党中央統制委員会委員長) 87.48, Tran Thi Nhan 71.64

フーエン省——1区(2/4) Luong Cong Doan(省党書記) 64.00, Mang Cu 54.15; 2区(2/3) Ha Dang 86.65, Tran Thi Minh Chanh 74.87

カインホア省——1区(2/3) Nguyen Thiet Hung 75.28, Tran Ninh Duan 63.29; 2区(1/2) Nguyen Thi No 59.24

ニンチュアン省——1区(3/5) Nguyen Trung Hau(省党書記) 81.86, Cha-Ma Le-Dieu 62.06, Nguyen Chi Ben(省人民評議会議長) 58.85

ビンチュアン省——1区(2/4) Nguyen Van Thuan(省人民評議会議長) 64.50, Ma Dien Cu 54.76; 2区(3/5) Hoang Bich Son(中央越僑委員会委員長) 72.57, Dinh Trung 67.89, Nguyen Khuong 53.57

ジャライ省——1区(2/3) Nguyen Van Sy 86.72, Tran Chu Toan 69.88; 2区(2/3) Dang Ngoc Ban 86.01, H'ngia 85.75

コンツム省——1区(3/5) So-Lay-Tang(省党書記) 91.53, Nguyen Thanh Cao(省人民委員会委員長代行) 91.19, Y Xuoi 84.42

ダクラク省——1区(3/5) YNgong Nie Kdam 77.65, Le Ngoc Sanh 64.29, KTan 63.56; 2区(3/5) A-Ma-Pui(省人民委員会委員長) 91.42, Vo An Bang 85.98, H'Win Nie Kdam 83.38

ラムドン省——1区(3/5) Tran Ha Anh 87.08, Bui Bich Lien 68.04, K'tuat 62.75; 2区(2/3) Nguyen Duy Anh(省人民委員会委員長) 87.36, Lo-Mu-Ha K'roong 56.42

ソンベ省——1区(2/3) Mguyen Minh Triet(省党書記) 89.98, Dieu Khe 70.21; 2区(3/4) Tran Thi Kim Van 79.31, Ho Due Viet 78.92, Nguyen Van Minh 78.73

タイニン省——1区(2/3) Nguyen Van Rop(省党書記) 80.64, Dang Van Ly 62.36; 2区(2/3) Tran Viet Bien 70.43, Nguyen Hong Phuc 70.14

ドンナイ省——1区(3/5) Tran Thi Bach Tuyet 67.92, Dinh Quoc Thai 62.50, Nguyen Van Tu(ベトナム労働組同盟議長) 62.06; 2区(3/5) Nguyen Thanh Tung

73.37, Nguyen Van Thanh 63.49, Le Thi Thu Ba 61.06; 3区(2/3)Huynh Van Binh(省人民委員会委員長)84.95, Dieu Bao 71.75

ロンアン省——1区(3/5)Nguyen Thanh Nguyen 67.47, Tran Van Luc 66.83, Nguyen Van Thanh 57.49; 2区(3/4)Pham Thanh Phong 83.42, Dang Cong Thach 81.54, Vo Thi Thang 75.45

ドンタップ省——1区(3/5)Le Minh Chau(省人民委員会委員長)76.41, Nguyen Van Hai 68.37, Le Trung Son 59.66; 2区(2/3)Phan Minh Tanh(党中央人民運動委員長)72.20, Phan Thi Tien 66.01; 3区(2/3)Nguyen Thanh Phong(省人民評議会議長)75.89, Nguyen Trung Cang 65.96

アンジャン省——1区(3/4)Nguyen Ngoc Tran 86.40, Le Phu Hoi(省人民委員会委員長)80.94, Vo Hung Dung 66.90; 2区(3/4)Nguyen Minh Hong 83.82, Dinh Cong Doan 83.81, Le Minh Tung 74.96; 3区(3/3)Nguyen Van Hon(省党書記)95.16; Nguyen Thi Lien 64.57

ティエンジャン省——1区(2/3)Nguyen Tan Luc 77.52, Pham Van Khanh 74.07; 2区(2/3)Nguyen Van Chinh 75.58, Nguyen Thi Hoai Thu 61.20; 3区(3/5)Trung Cong Pho 72.72, Phan Minh Thanh(省人民委員会委員長)71.15, Nguyen Van Khang 60.21

ベンチエ省——1区(2/3)Nguyen Van Binh 75.79, Ca Le Thuan 67.52; 2区(2/3)Bui Quang Ton 78.39, Nguyen Thi Tuyet Suong 62.07; 3区(2/3)Tran Van Ngau(省人民委員会委員長)79.91, Le Thi Thanh Liem 75.72

ビンロン省——1区(3/5)Ho Minh Man(省党副書記)82.94, Duong Tan De 69.44, Le Nam Hai 61.12; 2区(3/5)Tran Huu Tin 66.51, Phan Tan Tai 60.24, Chau Hong Linh 59.97

チャバン省——1区(3/4)Bui Quang Huy(省党書記)86.10, Tran Thanh Hong 77.77, Le Thi Tot 72.54; 2区(3/4)Lam Phu 83.24, Tran Hoan Kim 81.41; Bui Cong Minh 76.24

カント省——1区(2/3)Duong Viet Trung 66.12, Pham Van Kiet 65.33; 2区(3/5)Vo Tong Xuan 79.13,

Pham Xuan Dinh 63.65, Ngo Hong Khanh 54.43; 3区(3/5)Nguyen Ha Phan(党書記)90.94, Bui Van Hoanh(省人民委員会委員長)77.53, Nguyen Thi Kim Lien 55.42; 4区(2/3)Nguyen Xuan Xinh 86.14, Phan Tan Tien 69.18

ソクチャン省——1区(3/4)Le Phuoc Tho(政治局員, 党中央組織委員長)86.58, Ha Thai Binh 78.70, Duong Nhon 66.46; 2区(3/4)Le Thanh Binh(省人民委員会委員長)91.38, Lam Hung Kien 73.43, Phan Le Hong 69.51; 3区(2/3)Huynh Cuong(国会副議長)81.13, Diep Kinh Tan 58.82

キエンジヤン省——1区(2/3)Tran Van Nien 84.62, Danh Ut 64.64; 2区(3/4)Tran Chi Liem 85.29, Bui Van Tam(省人民評議会議長)80.79, Nguyen Duc Thang 73.00; 3区(2/3)Pham Vam Minh(省人民委員会委員長)86.59, Nguyen Thi Viet Nhan 58.62

ミンハイ省——1区(3/4)Tran Van Cua 86.91, Nguyen Viet Hong 86.44, Pham Phuong Thao 82.30; 2区(2/3)Mai Thanh An 77.40, Nguyen Thi Hong Minh 69.32; 3区(2/3)Dang Thanh Hoc(省人民委員会委員長)84.30, Truong Minh Thang 67.05

バリア・ブンタウ省——1区(2/3)Do Quoc Hung 80.57, Bui Thien Ngo(政治局員, 内務相)79.09; 2区(2/3)Pham Van Hy(省党書記)87.72, Pham Thi Son 78.39

(Nhan Dan, 1992年6~8月各号より作成)

6. 1993年の経済目標

(1992年12月24日, 第8期国会第12会期決定)

国内総生産——1992年比7~7.5%増

工業総生産——1992年比8.5~9%増

農業総生産——1992年比3.5~4%増

食糧生産——2450万トン

輸出総額——1992年比20%増

インフレ率——15%以下

人口増加率——1992年実績比0.05%減

(Nhan Dan, 1993年1月1日)

主要統計 ベトナム 1992年

第1表 年平均人口

第2表 就業人口

第3表 国民所得の産業別構成

第4表 経済成長率

第5表 1989年の国民総生産

第6表 主要農産物作付面積

第7表 主要農産物生産量

第8表 主要鉱工業生産

第9表 国家投資の部門別構成

第10表 国家歳入構造

第11表 国家歳出構造

第12表 貿易高

第13表 品目別輸入量・額

第14表 品目別輸出量・額

第15表 主要相手国別貿易

(使用記号：—該当なし、…不明、0 ゼロ・極少)

第1表 年平均人口

(単位：1,000人)

	1988	1989	1990	1991		1988	1989	1990	1991
総 人 口	63,727	64,774	66,233	67,679	総 人 口	63,727	64,774	66,233	67,679
男	31,450	31,589	32,327	33,209	都 市	12,662
女	32,277	33,185	33,906	34,470	農 村	51,065

(出所) So lieu thong ke, 1976-89. p.7, 同1986-91, p.98.

第2表 就業人口

(単位：1,000人)

	1987	1988	1989	1990	1991
合 計	27,968.2	28,477.1	28,939.7	30,286.0	31,091.0
物 質 生 産 部 門	26,053.1	26,496.7	27,060.0	28,320.4	29,120.9
工 業	3,047.0	3,149.6	3,241.1	3,392.0	3,400.0
建 設	824.7	855.5	794.6	817.7	821.2
農 業	20,246.4	20,446.0	20,697.5	21,683.1	22,392.1
林 業	172.7	211.3	196.8	205.9	216.5
交 通 運 輸	429.0	442.5	455.4	475.5	490.0
郵 便 ・ 通 信	42.4	39.6	39.6	35.0	47.0
商 業 ・ 資 材 供 給	1,268.2	1,331.3	1,606.4	1,680.9	1,724.1
そ の 他	23.7	20.9	28.9	30.3	30.0
非 物 質 生 産 部 門	1,915.1	1,980.4	1,879.7	1,965.6	1,970.1
科 学	56.8	59.9	59.7	50.5	50.0
教 育	750.0	829.8	768.1	802.6	798.5
文 化	46.2	44.7	43.3	45.4	45.0
医療・社会保険・体育	296.8	304.6	288.1	302.9	300.5
財 政 ・ 金 融 ・ 銀 行	96.6	91.2	106.5

(出所) So lieu thong ke, 1976-90, p.122, 同1986-91, p.101.

第3表 国民所得の産業別構成

(%)

	社会総生産				生産国民所得			
	1986	1989	1990	1991	1986	1989	1990	1991
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100
工 業	40.6	33.2	35.1	34.3	28.1	20.9	23.1	22.8
建 設	5.2	7.0	7.4	7.0	3.4	4.9	4.7	4.4
農 業	33.2	40.7	38.3	40.0	40.4	48.3	46.6	47.6
林 業	4.9	4.1	3.2	2.9	6.2	5.6	4.5	4.1
運 輸	1.2	1.8	2.4	2.3	0.6	1.4	1.9	1.8
郵 便 ・ 通 信	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
商 業	13.8	12.3	12.8	12.7	19.2	17.7	17.9	18.0
そ の 他	1.1	0.8	0.7	0.7	1.8	1.2	1.2	1.2

(出所) So lieu thong ke, 1986-1991, p.10.

第4表 経済成長率(1989年価格) (%)

	1987	1988	1989	1990	1991
1. 社会総生産	4.6	5.4	3.6	4.8	3.3
2. 純物的生産	2.7	4.2	3.8	3.7	2.5
3. 総生産	5.1	6.4	6.8	4.8	4.5
4. 国内総生産	3.9	5.1	8.0	5.1	4.0
物的生産	3.2	3.4	3.2	2.0	2.1
サービス生産	5.6	8.9	17.7	10.4	7.1
5. 輸出	3.8	21.6	87.4	23.5	-18.1
6. 物価					
年央	316.7	310.9	76.0	29.0	80.0
年初	—	408.0	35.3	67.4	67.6

(出所) *Vietnam economy 1986-1991*, 1992, p. 66.

第5表 1989年の国民総生産(現行価格)(単位:ドル)

1. G D P	24,307,591
2. 国外からの純要素所得	-49,809
3. G N P	23,809,782
4. 固定資本消耗	1,657,238
5. 国民所得	22,152,544
6. 居住者からの移転	2,293,251
7. 国民可処分所得	24,445,795

(出所) *Vietnam economy 1986-1991*, 1992, pp. 133.

第6表 主要農作物作付面積 (単位:1,000ha)

	1988	1989	1990	1991
合計	8,884	8,978	8,983	...
食糧作物	6,968	7,090	7,111	7,393
米	5,726	5,896	6,028	6,295
5月・春米	1,882	1,992	2,074	2,160
夏・秋米	994	1,140	1,216	1,371
10月米	2,850	2,763	2,739	2,765
イモ・雑穀	1,241	1,194	1,083	1,098
とうもろこし	511	509	432	433
さつまいも	336	327	321	348
キャッサバ	318	285	257	267
野菜・豆	401	419	426	449
单年生工業作物	601	544	542	550
棉	12	9	8	8
ジユート	17	16	12	10
い草	18	14	11	12
さとうきび	142	131	131	141
落花生	224	209	201	196
煙草	40	28	27	31
多年生工業作物	612	625	657	668
茶	59	58	60	62
コーヒー	112	123	119	121
ゴム	211	216	222	223
こしよう	8
ココナツ	211	206	212	215
果樹	272	282	281	282

(出所) *Sohieu thong ke*, 1976-90, p.61, 同1986-91, p.41.

第7表 主要農産物生産量

(単位:1,000トン)

	1988	1989	1990	1991		1988	1989	1990	1991
食 糧*	19,583.1	21,515.6	21,488.6	21,717.6	桑	45.7	56.9	100.2	103.3
米	17,000.0	18,996.3	19,225.1	19,427.6	さとうきび	5,700.4	5,344.6	5,397.7	5,939.8
5月・春米	6,974.1	7,539.3	7,845.8	6,788.3	落花生	213.9	205.8	213.1	211.7
夏・秋米	3,378.7	4,063.2	4,110.4	4,767.7	大豆	85.3	82.0	86.6	97.5
10月米	6,647.2	7,393.8	7,268.9	7,871.6	多年生工業作物 (単位:トン)				
イモ・雑穀*	2,583.1	2,519.3	2,263.5	2,290.0	茶	29,700	30,200	32,200	34,300
とうもろこし	814.8	837.9	671.0	651.6	コーヒー	31,300	40,800	59,300	59,600
さつまいも	1,901.8	1,909.2	1,929.0	2,104.5	ゴム	49,700	50,600	57,900	59,700
キャッサバ	2,839.3	2,585.4	2,275.8	2,389.9	こしょう	6,200	7,100	8,000	...
野菜・豆	3,004.2	3,237.5	3,319.2	3,526.2	ココナツ	856,540	922,100	894,400	901,100
单年生工業作物					家畜 (単位:1,000頭)				
煙草	35.5	23.9	21.8	28.7	水牛	2,806.8	2,871.3	2,584.1	2,867.3
ジユート	36.8	34.3	23.8	26.7	牛	3,126.6	3,201.7	3,116.6	3,134.7
い草	83.7	81.2	63.3	70.8	豚(2カ月以上)	11,642.6	12,217.3	12,260.5	12,194.4
					家kins	96,300	104,800	107,400	109,600

(注) * もみ換算。

(出所) So lieu thong ke, 1976-90, p.42, 同1986-91, p.43.

第8表 主要鉱工業生産

	1988	1989	1990	1991
電 力 (100万kWh)	6,954.8	7,948.4	8,789.9	9,288.0
石炭 (100万t)	6.8	3.8	4.6	4.3
原油 (100万t)	...	1.5	2.7	3.9
銅 (1,000t)	74.1	84.5	101.4	130
揚水ポンプ (台)	1,336	1,357	430	400
精米機 (台)	1,209	1,043	1,013	1,000
自動車 (1,000台)	286.1	114.9	88.7	87.0
苛性ソーダ (1,000t)	4.9	3.1	7.9	4.5
化学生肥料 (台)	501.5	373.0	354.2	434.0
農薬 (台)	13.0	4.8	9.2	10.0
洗濯石けん (台)	52.4	40.0	54.7	54.0
セメント (台)	1,953.8	2,087.6	2,534.2	3,177.0
紙 (1,000t)	88.0	65.8	78.8	103.0
織維 (台)	62.0	56.4	58.3	44.0
織物 (100万m)	383.5	336.4	318.0	277.0
砂糖 (1,000t)	366.0	375.5	323.5	344.0
海漁獲量 (台)	629.1	622.7	615.8	677.0

(出所) So lieu thong ke, 1976-90, pp.25-26, 同1986-91, pp.25-27.

第9表 国家投資の部門別構成

(%)

	1980	1986	1989	1990
物質生産部門	90.2	81.2	84.6	78.4
工業	40.7	35.7	49.4	37.8
建設	5.4	1.5	0.8	0.6
農業	19.0	19.7	12.4	15.1
林業	2.8	4.8	3.2	2.0
運輸	19.0	15.4	13.2	16.4
郵便・電信	1.7	0.7	2.9	3.6
商業・資材供給	1.6	3.4	2.3	2.8
その他の	—	0.0	0.4	0.1
非物質生産部門	9.8	18.8	15.4	21.6
住宅・公的サービス・観光	3.4	8.5	6.3	8.6
科学	0.9	0.7	1.1	1.4
教育	2.6	3.6	2.8	4.2
文化	0.3	1.1	1.7	2.3
医療・社会保障・スポーツ	1.9	2.2	1.9	2.9
財政金融	—	0.0	0.0	0.1
国家管理	} 0.7	2.4	1.1	1.6
その他の		0.3	0.5	0.5

(出所) *So lieu thong ke, 1986-1991*, p.71.

第10表 国家歳入構造

(%)

	1986	1987	1988	1989	1990
合計	100	100	100	100	100
A. 国内収入	85.45	89.79	82.68	87.44	76.79
1. 国営企業	61.67	66.89	55.73	48.14	50.46
純収入	58.12	63.46	48.33	32.53	36.54
減価償却	0.91	1.15	0.17	1.43	3.08
その他・サービス	2.60	2.27	3.70	2.90	3.27
輸出入税	—	—	3.52	5.10	7.57
2. 非国営セクター	18.72	15.89	17.73	17.00	13.61
工商業税	8.50	8.94	8.66	8.61	8.32
農業税	3.92	2.86	6.42	6.20	3.72
非商業輸出入税	6.30	4.10	2.65	2.19	1.57
3. その他の	5.05	7.00	9.23	13.30	12.72
B. 外国からの収入	14.55	10.21	17.32	21.56	23.21

(出所) *Vietnam economy 1986-1991*, 1992, pp.100-101.

第11表 国家歳出構造

(%)

		1986	1987	1988	1989	1990
合 計		100	100	100	100	100
I.	蓄 積	35.65	35.24	41.61	33.1	28.21
投 資		27.66	22.55	22.07	24.37	23.12
II.	經 常 支 出	62.80	63.90	57.14	55.82	57.70
1	サ 一 ビ ス	27.63	23.35	17.41	24.15	27.45
	経 済	11.56	9.74	5.23	5.42	5.70
	科 学	0.52	0.37	0.46	0.71	1.25
	養 成	2.15	1.81	1.41	2.50	2.65
	教 育	4.04	3.81	3.00	4.89	4.78
	保 健	2.76	2.57	2.61	3.09	4.00
	社 会 サ 一 ビ ス	5.60	4.23	4.00	6.63	7.57
	文化・芸術・スポーツ	1.00	0.83	0.70	0.91	1.48
2	行 政	4.47	3.64	5.08	6.89	7.36
3	価 格 補 助 金	10.29	20.25	15.68	0.65	—
III.	そ の 他	1.60	0.85	1.25	11.08	14.09

(出所) *Vietnam economy 1986-1991, 1992*, pp.102-103.

第12表 貿 易 高

	輸 出			輸 入		
	合 計	非ハードカレ ンシー地域	ハードカレ ンシー地域	合 計	非ハードカレ ンシー地域	ハードカレ ンシー地域
	(100万ルーブル・ドル)	(100万ルーブル)	(100万ドル)	(100万ルーブル・ドル)	(100万ルーブル)	(100万ドル)
1986	789.0*	438.9	384.0	2,155.1	1,655.6	499.5
1987	854.2	487.9	366.3	2,455.1	1,949.3	505.8
1988	1,038.4	590.7	447.7	2,756.7	2,020.1	736.6
1989	1,946.0	807.5	1,138.5	2,565.8	1,725.8	840.0
1990	2,404.0	1,111.5	1,292.5	2,752.4	1,448.2	1,304.2
1991	1,970.0	80.1	1,889.9	2,239.3	289.8	1,949.5

(注) *原典どおり。822.9の誤りか。

(出所) *Vietnam economy 1986-1991, 1992*, p.88.

第13表 品目別輸入量・額

		1988	1989	1990	1991
工 作 機 械	(台)	46
揚 水 ポ ン プ	(ヶ)	2,758
ト ラ ク ラ ー	(ヶ)	403	763	1,604	...
ト ラ ッ ク	(ヶ)	3,668	3,647	3,726	...
乗 用 車 ・ 救 急 車	(ヶ)	194
鉄 鋼	(1,000トン)	494.8	379.4	324.3	114.3
銅	(ヶ)	2.0
アルミニウム	(ヶ)	4.1
石 油	類	2,450.9	2,262.3	2,860.8	2,625.3
コ 一 ク	ス	0.1
粘 結	炭	10.1
タ イ イ	ヤ (1,000個)	178.3	151.9	229.3	99.5
セ メ ン ト	(1,000トン)	90.0	266.3	221.0	...
化 学 肥 料	(ヶ)	2,345.0	1,840.0	2,085.3	1,998.8
原 純 線	綿	64.0	51.5	58.8	32.8
治 療 薬	(100万ルーピル・ドル)	29.3	32.7	35.7	...
織 物	(100万メートル)	74.2	40.2	30.7	...
糖 類	(1,000トン)	22.0	66.5	23.8	...
うち:白 砂 糖	(ヶ)	12.8
食 糧	(米換算)	464.9	183.3	161.7	...
うち:米・くず米	(ヶ)	199.5
め ん 類	(ヶ)	196.4
ビ ー ブ ン	(ヶ)	—

(出所) So lieu thong ke, 1976-90, p.109, 同1986-1991, p.96; Kinh te va tai chinh Vietnam, 1991, p.90.

第14表 品目別輸出量・額

		1988	1989	1990	1991
石 原 す せ 木 う ち ゴ は し 毛 美 竹 い 麻 縫	炭 (1,000トン)	349.4	579.0	788.5	1,164.9
原 油	(ヶ)	...	1,514.2	2,616.7	3,930.0
す ず	(トン)	585	805	1,808	2,331
セ メ ン ト	(1,000トン)	10.6	22.0	9.6	...
木 材 (丸太換算)	(1,000m³)	191.3	421.0	614.3	...
う ち 床 板	(ヶ)	53.8	49.1	60.2	30.4
ゴ ム	(1,000トン)	38.0	57.7	75.9	61.0
は き 物	(100万ルーピル・ドル)	22.3
し ゆ う	(ヶ)	18.0	44.8	50.9	...
毛 一 ペ ッ ト	(ヶ)	10.9
美 術 品	(ヶ)	13.5	22.0	23.9	...
竹 製 品	(ヶ)	36.5	54.4	44.0	...
い 草 製 品	(ヶ)	35.3
麻 じ ゅ う た ん	(ヶ)	10.4
縫 製 品	(100万ルーピル・ドル)	...	140.4	178.1	93.2
茶	(1,000トン)	14.8	15.0	16.1	10.0
米	(ヶ)	91.2	1,420.2	1,624.4	1,000.0
コ 一 ヒ 一	(ヶ)	33.8	57.4	89.6	80.7
酒	(100万ℓ)	0.31
落 花 生	(皮付) (1,000トン)	155.4	79.6	155.8	159.4
柔 か い ジ ュ ー ト	(ヶ)	17.8
果 物 の か ん づ め	(ヶ)	28.8
バ イ ナ ッ プ ル	(ヶ)	396.0
バ ナ	(ヶ)	6.9
水 産 物	(100万ルーピル・ドル)	...	188.2	239.1	267.0
家 き ん の 卵	(100万個)	1	47.9

(出所) So lieu thong ke, 1976-90, p.108, 同1989-1991, p.94; Kinh te va tai chinh Vietnam, 1991, p.77.

第15表 主要相手国別貿易

(注) 輸出 FOB, 輸入 CIF。
(出所) IMF Direction of Trade